

14

昭和十三年八月三日

臨時資金調整委員會幹事

# 堀内委員殿

通知

來ル八日(月曜日)午後二時三十分ヨリ内閣總理大臣官舎ニ於テ  
臨時資金調整委員會總會相開カレ候間御參集相成度候

(印)

E-0124



傳

昭和十三年八月四日

臨時資金調整委員會幹事

大藏省理財局長 大野 龍 太

記

臨時資金調整委員會委員

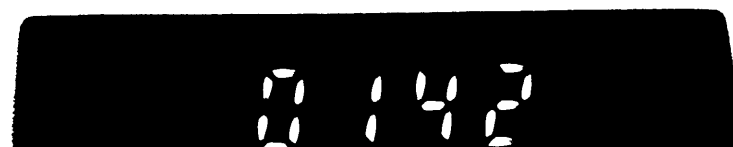
堀内謙介 殿

別途御通知申上候來ル八月八日(月) 總理大臣官邸ニ於テ臨時資金調整委員會開催可致候處同委員會ニ附議スベキ議案別冊ノ通送付候條御查收相成度

臨時資金調整委員會第三回會議日程  
(昭和十三年八月八日)

- 第一 臨時資金調整法施行令中改正ノ件
- 第二 臨時資金調整法施行細則中改正ノ件
- 第三 臨時資金調整法ニ基ク專業資金調整標準ニ關スル件中改正ノ件
- 第四 臨時資金調整法ニ基ク專業資金調整標準中改正ノ件
- 第五 臨時資金調整法施行狀況報告ノ件

E-0124



極秘

第一號議案

臨時資金調査法施行令中改正案要綱

一、臨時資金調査法第二條ノ規定ニ依リ金融機關又ハ證券引受業者ノ事業資金ノ貸付又ハ有價証券ノ懸募、引受若ハ募集ノ取扱ニ付主務大臣ノ許可ヲ受クベキモノハ一口ノ金額十萬圓以上ノモノ若ハ額面總額十萬圓以上ノモノトナリ居ル處之ヲ改正シテ一口五萬圓以上ノモノ若ハ額面總額五萬圓以上ノモノトスルコト

二、臨時資金調査法第四條ノ規定ニ依リ會社ノ設立、増資、合併、目的變更、未拂込株金ノ徴收、自己資金等ヲ以テスル事業設備ノ新設、擴張若ハ改良又ハ社債ノ自己募集ニ付主務大臣ノ認可又ハ許可ヲ受

クベキ會社ハ相互會社ノ外資本金五十萬圓以上ノモノトナリ居ル處之ヲ改正シテ資本金二十萬圓以上ノモノトスルコト

三、臨時資金調査法第四條第二項第二號ノ規定ニ依リ主務大臣ノ許可ヲ受クベキ事業設備ノ限度ヲ十萬圓ヨリ五萬圓ニ引下ルコト

極秘

第二號議案

臨時資金調整法施行細則中改正案要綱

一、臨時資金調整法施行令ノ改正ニ依リ新ニ臨時資金調整法第四條ノ規定ノ適用ヲ受クルコトトナリタル會社ガ株金ノ拂込金、社債ノ募集金又ハ金融機關ヨリノ借入金ニ依リ事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ヲ爲サントスル場合ニ於テ其ノ拂込ノ催告、募集又ハ借入ガ改正施行令ノ施行後ニ屬セザルモノナルトキハ事業設備ノ新設、擴張等ニ付許可ヲ申請セシムルコトトスルコト

二、臨時資金調整法施行令ノ改正ニ依リ新ニ臨時資金調整法第四條ノ適用ヲ受クルコトトナリタル會社ニ付經過規定ヲ設ケ施行令改正ノ際

現ニ事業設備ノ新設、擴張若ハ改良ヲ爲シ居ルモノニシテ一ヶ月以内ニ完成ノ見込ナキモノハ總テ許可ヲ申請セシムルコトトスルコト

三、臨時資金調整法施行令ノ改正ニ依リ金融機關又ハ證券引受業者ガ一口五萬圓以上ノ事業資金ノ貸付又ハ額面總額五萬圓以上ノ有價證券ノ應募、引受若ハ募集ノ取扱ヲ爲サントスル場合ニハ主務大臣ノ許可ヲ要スルコトトナルヲ以テ金融機關又ハ證券引受業者ガ一口五萬圓以上ノ貸付又ハ額面總額五萬圓以上ノ有價證券ノ應募、引受若ハ募集ノ取扱ヲ爲シタルトキハ其ノ都度報告セシムルコト

極秘

第三號議案

事業資金調整標準ニ關スル件改正案

現行 改正案

一、臨時資金調整法ニ依リ

(イ) 事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ニ關スル資金ノ貸付

(ロ) 社債ノ應募、引受又ハ募集ノ取扱

(ハ) 會社ノ設立、資本増加、合併又ハ目的變更

(ニ) 第二回以後ノ株金ノ拂込徴收

(ホ) 株金ノ拂込、社債ノ募集又ハ金融機關ヨリノ借入ニ依ラズシテ爲ス事業設備ノ新設、擴張又ハ改良

(ヘ) 他人ヲシテ引受又ハ募集ノ取扱ヲ爲サシメズシテ爲ス社債ノ募集

ニ關シテ政府ガ許可又ハ認可ヲ爲ス場合ノ

標準並ニ金融機關又ハ證券引受業者ガ前掲(イ)及(ロ)ニ付テ自治的調整ヲ爲ス場合ノ基準ハ差當リ別冊事業資金調整標準ニ依ルモノトス

二、別冊事業資金調整標準ハ

- (1) 軍需トノ關係
  - (2) 國際收支改善トノ關係
  - (3) 現在ノ生産能力其ノ他ノ事情ヲ稽ヘ各種事業ヲ
- 甲、軍需ニ直接關係アル産業及之ト密接ナル關係ニ在ル基礎産業ニシテ現在事業設備不足シ又ハ時局ノ關係上需要激増シ其ノ結果事業設備ノ不足ヲ來スベシト豫想セラレ從ツテ事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ヲ必要トスルモノ
- 乙、甲及丙ニ屬セザル産業又ハ事業ニシテ場合ニ依リ事業設備ノ新設、擴張又ハ改良

ヲ爲ス必要アルモノ

丙、生産力過剩ナル産業、奢侈品其ノ他當面  
國家全般ノ見地ヨリ見テ必要ノ度薄キ物  
品ニ關スル産業ハ勿論此ノ際トシテ差控  
アルモ已ムヲ得ザル事業ニシテ差當リ事  
業設備ノ新設、擴張又ハ改良ヲ爲スヲ適  
當ナラズト認ムルモノ

ノ三種ニ大別シ更ニ各種別ノ中ニ於テ各事  
業ノ性質ニ應ジ甲ヲ二段階乙ヲ三段階ニ區  
別シタルモノトス

三、金融機關及證券引受業者ノ自治的資金調整  
ハ左記ニ依ルモノトス

(1) 事業ノ運轉資金ノ貸付ニ付テハ從來ノ通  
取扱ヒテ差支ナキコト

(2) 事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ノ爲ノ資  
金ノ貸付及社債ノ應募、引受又ハ募集ノ  
取扱ハ別冊事業資金調整標準ヲ次ノ方針

ニ依リ具體的ノ場合ニ適用シテ之ヲ取扱  
フコト但シ一件ノ金額三萬圓未満ノモノ  
ニ付テハ各自ノ任意ニ取扱ヒテ差支ヘナ  
キコト

(一) 別冊事業資金調整標準中甲類ニ屬スル  
事業ニ關スルモノニ付テハ努メテ優先  
的取扱ヲ爲スコト但シ(イ)ニ屬スルモノ  
ハ(ロ)ニ屬スルモノニ優先セシムベキモ  
ノトス

(二) 別冊事業資金調整標準中乙類ニ屬スル  
事業ニ關スルモノニ付テハ其ノ事業ガ  
A、(イ)ニ屬スルモノニ隨シテハ一律業

(一) 別冊事業資金調整標準中甲類ニ屬スル  
事業ニ關スルモノニ付テハ努メテ優先  
的取扱ヲ爲スコト但シ(イ)ニ屬スルモノ  
ハ(ロ)ニ屬スルモノニ優先セシムベク猶ホ

A、(イ)ニ屬スルモノニ關シテハ一件ノ  
金額三百萬圓ヲ超ユルトキ

B、(ロ)ニ屬スルモノニ關シテハ一件ノ  
金額百萬圓ヲ超ユルトキ

ハ日本銀行本店又ハ支店ニ協議スルコ

A、「一件ノ金額五十萬圓」ヲ「一件

金額五十萬圓ヲ超エザル場合ニハ大  
融甲ノ(ロ)ニ準ジ取扱ヒテ差支ヘナキ  
コト一件ノ金額五十萬圓ヲ超ユルト  
キハ日本銀行本店又ハ支店ニ協議ス  
ルコト

シ、(ロ)ニ屬スルモノニ關シテハ之ニ對  
シ貸付等ヲ爲スヲ適當ト認ムルモノ  
ニ付テハ日本銀行本店又ハ支店ニ協  
議ノ上之ヲ爲シ差支ヘナキコト  
但シ此ノ場合日本銀行支店ニ於テ疑  
義アルトキハ本店ト打合スベキコト  
シ、(イ)ニ屬スルモノニ關シテハ大體貸  
付等ヲ差控フルヲ可トスルモノ之ヲ爲  
スヲ必要ト認ムル事情アル場合ハ日  
本銀行本店又ハ支店ニ協議スルコト  
此ノ場合日本銀行支店ハ本店ト打合  
スベキコト

ノ金額三十萬圓」ニ改ム

三 別冊專業資金調整標準中丙類ニ屬スル  
專業ニ門スルモノニ付テハ貸付等ヲ差  
控フルコト但シ特殊ノ事情ニ依リ特別  
ノ取扱ヲ爲ス必要アリト認ムルモノア  
ルトキハ日本銀行本店又ハ支店ニ協議  
スルコト此ノ場合ニ於テ日本銀行ハ之  
ヲ臨時資金審査委員會ノ議ニ附シテ決  
定スルコト

四 「此ノ場合……」以下ヲ削ル

四 別冊專業資金調整標準中甲類又ハ乙ノ  
(イ)ニ屬スル專業ニ關スルモノト雖モ當  
該專業設備ノ新設、擴張若ハ改良ニ著  
シク長期間ヲ要シ從ツテ差當リ急速ニ  
效果ヲ期待シ得ズト認メラルトキハ日  
本銀行本店又ハ支店ニ協議スルコト

五 別冊專業資金調整標準中乙ノ(ロ)、(イ)及  
ビ丙ニ屬スル專業ニ關スルモノ  
ノニ付テモ專業設備ノ新設、擴張  
又ハ改良ニ依リ直接輸出ヲ増進セシメ

(四)別冊事業資金調整標準中乙ノ(イ)及ビ丙  
 ニ屬スル事業ニ關スルモノニ付テモ事  
 業ノ運轉ニ支障ヲ來サザル爲ニスル程  
 度ノ設備ノ改良又ハ店舗、工場、事務  
 所等ノ安全及保健上ノ見地ヨリ必要ナ  
 ル改良並ニ災害ニ依ル設備ノ復舊ニ付  
 テハ同標準ノ分類ニ拘ラス特別ノ取扱  
 ヲ爲スコト但シ一件ノ金額十萬圓ヲ超  
 ヌル貸付ニ付テハ日本銀行本店又ハ支  
 店ニ協議スルコト  
 (五)地方公共團體ノ事業、國家ガ補助金、  
 助成金又ハ獎勵金ヲ交付スル事業、政  
 府ガ資金ノ調達ヲ承認シタル事業若ハ

差當リ國際收支ノ改善ニ資スルコトヲ  
 得ベキモノト認メタルトキハ日本銀行  
 本店又ハ支店ニ協議ノ上特別ニ便宜ノ  
 取扱ヲ爲シ差支ナキコト  
 (六)現行(四)ノ但書中「一件ノ金額十萬圓」  
 ヲ「一件ノ金額五萬圓」ニ改ム

(出)現行(四)ニ同ジ

政府ガ事業ノ遂行ヲ承認シタル事業ニ  
 付テハ別冊事業資金調整標準ノ分類ニ  
 拘ラス特別ノ取扱ヲ爲スコト尙政府資  
 金ヲ融通シタル事業ニ付テハ該融通資  
 金ニ付テハトスルコト

(六)外地及滿洲ニ於ケル事業並ニ海外ニ於  
 ケル事業ニ關スルモノニ付テ特殊ノ事  
 情ニ依リ前掲ノ方針ニ依ルヲ不適當ト  
 認メタルトキハ日本銀行本店又ハ支店  
 ニ協議ノ上特別ノ取扱ヲ爲スコト此ノ  
 場合日本銀行支店ハ本店ト打合ハスベ  
 キコト

(八)朝鮮、臺灣其ノ他ノ外地ニ於ケル事業  
 ニ關スルモノニ在リテハ前掲ノ方針ニ  
 依ラス各外地ノ標準ニ依ルコト  
 (九)滿洲及海外ニ於ケル事業ニ關スルモノ  
 ニ付テ特別ノ事情ニ依リ前掲ノ方針ニ  
 依ルヲ不適當ト認メタルトキハ日本銀  
 行本店又ハ支店ニ協議ノ上特別ノ取扱  
 ヲ爲スコト

(五)日本銀行ハ金融機關又ハ證券引受業者ヨ  
 リ協議ヲ受ケタルモノノ内



日本銀行ハ  
會社ノ設立、資本増加、合併又ハ目的變

(一)別冊事業資金調整標準中甲類ニ屬スル  
事業ニ關スルモノニ付國際收支ニ及ボ  
ス影響等ノ上ニ於テ特ニ支障アリト認  
メラレ從ツテ資金ノ貸付又ハ社債ノ應  
募、引受若ハ募集ノ取扱ヲ差控フルヲ  
可ト認ムルモノ

(二)別冊事業資金調整標準中丙類ニ屬スル  
事業ニ關スルモノニ付特殊ノ事情ニ依  
リ特別ノ取扱ヲ爲ス必要アリト認メラ  
ルモノ

(三)①(2)ノ(ウ)ニ依リ協議ヲ受ケタルモノ  
②其ノ他事業ノ重要ナルモノ  
ニ付テハ臨時資金審査委員會ノ意見ヲ效  
シタル上其ノ意見ニ從ヒ同意又ハ不同意  
ノ回答ヲ爲スベキコト

更

(一)第二回以後ノ株金ノ拂込徴收

(イ)株金ノ拂込、社債ノ募集又ハ金融機關ヨ  
リノ借入ニ依ラズシテ爲ス事業設備ノ新  
設、擴張又ハ改良

(ロ)他人ヲシテ引受又ハ募集ノ取扱ヲ爲サシ  
メズシテ爲ス社債ノ募集又ハ

(ハ)自治的調整ヲ爲サザル金融機關又ハ證券  
引受業者ノ貸付若ハ社債ノ應募、引受若  
ハ募集ノ取扱

ニ付テ別冊事業資金調整標準ヲ次ノ方針ニ  
依リ具體的ノ場合ニ適用シ認可又ハ許可ノ  
手續ヲ爲スモノトス

(1)別冊事業資金調整標準中甲類ニ屬スル事  
業ニ付テハ國際收支ニ及ボス直接ノ影響  
等ノ上ニ於テ特ニ支障アリト認メタルト  
キノ外ハ認可又ハ許可ノ手續ヲ爲スコト

專案ノ重要ナルモノ及不許可又ハ不認可ノ處分ヲ爲スモノニ付テハ臨時資金審査委員會ノ議ニ附スベキコト

(2) 別冊專案資金調整標準中乙類ニ屬スル事業ニ付テハ軍需トノ關係、國際收支改善トノ關係、資金ノ狀況當該事業ノ所要資材ノ供給狀況等ヲ勘案シ適當ト認メタルトキニ限り認可又ハ許可ノ手續ヲ爲スコト專案ノ重要ナルモノニ付テハ臨時資金審査委員會ニ附議スベキコト

(3) 別冊專案資金調整標準中丙類ニ屬スル事業ニ付テハ特別ノ事情アリ且ツ臨時資金審査委員會ノ議ヲ經タルモノノ外認可又ハ許可ヲ爲サザルコト

(4) 以上ノ外三ノ(2)ノ(四)六ヲ準用スルコト

又政府ハ資金調整上必要アリト認ムルトキハ

(4) 以上ノ外三ノ(2)ノ(四)六(四)ヲ準用スルコト

一一

各種金融機關、證券引受業者、自治的調整ノ中心機關又ハ日本銀行ニ對シ本標準ノ適用ニ付テ必要ナル指示ヲ爲スコトアルベシ

六、本標準ハ差當リ適用スベキモノニシテ今後ノ情勢ノ變化ニ依ルモノハ勿論猶研究ノ結果ニ依リ隨時之ヲ變更スルモノトス

一一

極秘

第四號議案

臨時資金調整法ニ基ク事業資金調整標準中改正案

臨時資金調整委員會

第一續 業

部門	業別	細目別			備考
ニ土石採取業	(一)アルミニウム原 礦採取業 (二)其ノ他ノ土石採 取業	(1)明礬石	×	×	甲
		(2)礬土頁岩	×	○	
		(3)酸性白土	○		乙
					ハ
					丙

E-0124

第二工業

部門	業別	細目別	イ	ロ	ハ	備考
二、紡織工業	(二)人造絹絲製造業	(1)アセチルセルロース絹絲				
		(3)麻絲				
		(1)亞麻絲				
		(5)麻織物(交織物ヲ含ム)				
		(1)亞麻織物				
三、金屬工業	(四)鑄物業	(1)鋳鐵鑄物				
		(1)鑄鐵管				
		(9)鐵塔、橋梁ノ建設材料				
		(10)ドラム鐵				
		(5)鑄物以外ノ金屬製品製造業				

業別	細目別	イ	ロ	ハ	備考
三、機械器具工業	(三)原動機製造業	(3)内燃機關			
		(ロ)ガソリン機關			
		(二)電油機關			
		(1)無線電信電話機器具			
		(1)家庭用ラヂオ用具			
(四)人造纖維製造用ノズル	(3)高壓化學工業用機械器具	(1)針布			
		(2)有線電信電話機器具			
		(ロ)其他			
		(1)針布			
		(3)高壓化學工業用機械器具			



十、其ノ他ノ工業 大電氣及瓦斯業 九、食料品工業 八、纖維製造業 七、機械製造業 六、電氣供給事業 五、炭素製品製造業 四、肥料製造業 三、アセチルセルロース製品製造業 二、アセチルセルロース製品製造業 一、アセチルセルロース製品製造業	(1) 及 (2)ノ區分ヲ廢止ス (2) 礦物質ノモノ (ロ) 磷酸アンモン (エ) 硫酸カリ (3) 配合肥料 (1) 電氣用カーボン (2) 活性炭 (2) 其ノ他	X X X X X X X O O X O O O X O O
--	---	---

田、人造樹脂及同製品製造業 田、製紙業 田、ゴム製品製造業 田、火物製造業 田、火藥 田、爆藥 田、導火索 田、軟質ゴム製品 田、タイヤ及其ノ附屬品 田、自動車用及航空機用ノモノ 田、防毒具 田、(1) 及 (2)ノ區分ヲ廢止ス 田、(3) 其ノ他 田、(新聞用紙ノ項ヲ削除ス)	(3) 染料中間物其ノ他 (1) 火藥 (2) 爆藥 (3) 導火索 (1) 軟質ゴム製品 (イ) タイヤ及其ノ附屬品 (甲) 自動車用及航空機用ノモノ (ロ) 防毒具 (1) 及 (2)ノ區分ヲ廢止ス (3) 其ノ他 (新聞用紙ノ項ヲ削除ス)	X X X X O O O O O X O
--	--	-----------------------------------





第七雜業

部門	業別	細目別	備考
雜業	函旅館業		
		イ	甲
		ロ	
		イ	乙
		ロ	
		ハ	丙
		×	
		○	

10

第八其ノ他ノ事業及施設

部門	業別	細目別	備考
其ノ他ノ事業及施設	(+) 公共的組合事業 ヲ削除ス		
		イ	甲
		ロ	
		イ	乙
		ロ	
		ハ	丙

E-0124





昭和十三年七月

昭和十三年 自四月 至六月 臨時資金調整法施行状況

臨時資金調整委員會

目次

一 資金調整ヲ自治的ニ行フ金融機關

二 事業設備資金ノ調整標準別貸付状況

    (イ) 昭和十三年自四月至六月

    (ロ) 自昭和十二年九月二十七日

    (ハ) 至全 十三年六月三十日

三 事業設備資金ノ事業別貸付状況

    (イ) 昭和十三年自四月至六月

    (ロ) 自昭和十二年九月二十七日

    (ハ) 至全 十三年六月三十日

四 調整法第四條及第八條ニ基テ申請事項取扱件數及金額

    (イ) 總取扱件數及金額

    (ロ) 認可又ハ許可セル件數及金額

    (ハ) 不認可又ハ不許可トセル件數及金額

五 調整法第四條及第八條ニ依リ認、許可アリタル事業資金ノ

九 八 七 七 六 五 五 四 三 三 一 頁

業態別並ニ事業標準別

(1) 昭和十三年自四月至六月

(2) 自昭和十二年九月二十七日  
至今 十三年六月三十日

六 臨時資金審査委員會審査状況

(一) 會議

(1) 審査委員會付議決定件数

(2) 臨時資金調整法第四條ニ依ル申請事項

(1) 認可又ハ許可ノ件数並ニ金額

(2) 不認可又ハ不許可ノ件数並ニ金額

(3) 自治調整ヲ行フモノヨリノ協議事項

(1) 同意セルモノノ件数並ニ金額

(2) 同意セザリシモノノ件数並ニ金額

七 金融機關ノ貸付、調整法第四條ニ依ル申請ノ認、許可及他

自屬ヨリノ協議ニ同意セル事業設備資金額

(1) 昭和十三年自四月至六月

(2) 自昭和十二年九月二十七日  
至同 十三年六月三十日

八 貯蓄債券貸出状況

九 社債及外國債券發行状況

一、資金調整ヲ自治的ニ行フ金融機關  
 (昭和十三年六月末現在)

金融機關別	總數	内自治的調整 行ヲ	自治的資金調整團體	備 要
特別銀行	六	六	ナシ	
農工銀行	五	五	農工銀行同盟會	
產業組合中央金庫及信用組合聯合會	四八	四八	產業組合金融統制團	
商工組合中央金庫	一	一	ナシ	日本銀行本支店管轄區域別ニ組織サル(十七)
普通銀行	三六一	三五三	地方資金自治調整銀行團	
外國銀行内地支店	一六	五	全國貯蓄銀行協會	
貯蓄銀行	七三	七二	全國貯蓄銀行協會	
信託會社	二九	二七	信託會社	
證券引受業	五	五	資金自治調整證券團	業者總數不明ニ付自治的調整ヲ爲スモノノミヲ掲ゲタリ

生命保險會社	三三	三〇	生命保險會社協會
損害保險會社	四八	四一	大日本火災保險協會
計	六二五	五九三	

三、事業設備資金ノ調整標準別貸付状況  
 (イ) 昭和十三年 自四月至六月

(單位千圓)

金融機關別	甲類			乙類			丙類合計	計	百分比
	イ	ロ	計	イ	ロ	ハ			
銀行	178,255	210,550	388,805	40,800	10,000	50,800	300,000	277,100	88.1
信託會社	3,435	1,278	4,713	1,589	1,100	2,689	3,836	3,924	11.9
保險會社	0	1100	1100	0	1,556	1,556	1,181	1,483	4.2
其他	0	0	0	745	374	1,119	1,119	1,119	3.9
合計	205,300	211,828	417,128	43,734	22,030	65,764	306,685	283,000	100.0
百分比	49.2	50.8	100.0	10.5	5.2	15.7	75.6	100.0	1

備考 本表ハ各項ニ於テ四捨五入ニ依リ千圓位ニ止メタル爲計ニ於テ符合セザルモノアリ次表以下亦同ジ

(ロ) 自昭和十二年九月二十七日  
 至昭和十三年六月三十日

(單位千圓)

金融機關別	甲類			乙類			丙類合計	百分比
	イ	ロ	計	イ	ロ	ハ		
銀行	22,237	22,925	45,162	1,431	1,478	2,909	37,740	83.7
信託會社	6,222	10,378	16,600	1,377	2,114	3,491	11,811	26.3
保險會社	886	4,400	5,286	1,100	1,110	2,210	1,110	2.5
其他	-	-	-	1,100	928	2,028	1,110	2.5
合計	29,345	37,703	67,048	4,008	5,612	9,620	52,829	100.0
百分比	43.8	56.2	100.0	6.0	8.4	14.3	77.3	100.0

三、專業設備資金ノ專業別貸付狀況

昭和十三年 目四月 至六月

(單位千圓)

業別	銀行	信託會社	保險會社	其他	計	百分比
鐵業	1,000,000	2,000,000	0	0	3,000,000	100.0
工業	1,000,000	2,000,000	0	0	3,000,000	100.0
農林業	1,000,000	2,000,000	0	0	3,000,000	100.0
水産業	1,000,000	2,000,000	0	0	3,000,000	100.0
交通業	1,000,000	2,000,000	0	0	3,000,000	100.0
商業	1,000,000	2,000,000	0	0	3,000,000	100.0
其他ノ專業及施設	1,000,000	2,000,000	0	0	3,000,000	100.0
合計	1,000,000	2,000,000	0	0	3,000,000	100.0

(a) 自昭和十二年九月二十七日 至昭和十三年六月三十日

(單位千圓)

業別	銀行	信託會社	保險會社	其他	計	百分比
鐵業	1,000,000	2,000,000	0	0	3,000,000	100.0
工業	1,000,000	2,000,000	0	0	3,000,000	100.0
農林業	1,000,000	2,000,000	0	0	3,000,000	100.0
水産業	1,000,000	2,000,000	0	0	3,000,000	100.0
交通業	1,000,000	2,000,000	0	0	3,000,000	100.0
商業	1,000,000	2,000,000	0	0	3,000,000	100.0
其他ノ專業及施設	1,000,000	2,000,000	0	0	3,000,000	100.0
合計	1,000,000	2,000,000	0	0	3,000,000	100.0

六

五

四調整法第四條及八條ニ基ク申請事項取扱件數及金額  
 (1)總取扱件數並ニ金額

申請事項別	件數		金額	
	昭和三十二年 自四月 至六月	自三十二年 九月廿七日 至三十二年 六月三十日	昭和三十二年 自四月 至六月	自三十二年 九月廿七日 至三十二年 六月三十日
自己資金等ニ依ル 事業設備(第二項 第一號關係)	一四七	一〇一三	一五四一七	一、二二七、〇〇〇
株金拂込催告	二二五	六四〇	二五九一八九	六六〇、二八三
資本増加	一〇一	三〇七	五〇六一七三	一、三〇六、五六一
會社設立	四四	一六六	一八八、五六〇	六七、七二五
會社合併	二八	六〇	四二九、七〇四	七九、七九〇
社債募集	二	二	二、四〇〇	二、四〇〇
目的變更	七五	一四六	一	一
合計	六二二	二、三三四	一	一

七

(2)認可又ハ許可セル件數並ニ金額

申請事項別	件數		金額	
	昭和三十二年 自四月 至六月	自三十二年 九月廿七日 至三十二年 六月三十日	昭和三十二年 自四月 至六月	自三十二年 九月廿七日 至三十二年 六月三十日
自己資金等ニ依ル 事業設備(第二項 第一號關係)	一四四	九八九	一五二、六六三	一、二〇三、八二〇
株金拂込催告	二二一	六三五	二五八、三二四	六五九、三六八
資本増加	九六	二九七	五〇、一五四〇	一、二九九、六〇六
會社設立	四二	一六二	一八五、五六〇	六五、二七二五
會社合併	二七	五七	四二、四七〇四	七八、八七〇一
社債募集	二	二	二、四〇〇	二、四〇〇
目的變更	七五	一四六	一	一
合計	六〇七	二、二八八	一	一

八

( ) 不認可又ハ不許可トセル件數並ニ金額

申請事項別	件數		金額	
	昭和十三年 自四月 至六月	自十二年九月廿七日 至十三年六月三十日	昭和十三年 自四月 至六月	自十二年九月廿七日 至十三年六月三十日
自己資金等ニ依ル 事業設備(第二項 第二號關係)	三	二	一、四、五、〇〇〇	二、四、二、〇〇
株金拂込催告	四	五	八、六、五	九、一、五
資本増加	五	一〇	四、六、五	六、九、五、五
會社設立	二	四	四、〇〇〇	一、九、〇〇〇
會社合併	一	三	五、〇〇〇	九、二、〇〇〇
合計	一五	四六	一、〇、〇〇〇	一、〇、〇〇〇

備考 右( )ノ外申請書ヲ取下ゲタルモノ、當初提出申請ノ計畫ヲ  
縮少セシメタルモノ左ノ如シ

事項別	件數		金額	
	昭和十三年 自四月 至六月	自十二年九月廿七日 至十三年六月三十日	昭和十三年 自四月 至六月	自十二年九月廿七日 至十三年六月三十日
計畫ヲ縮少セシメ タルモノ	三九	一一一	一、二、三、三、八七	二、〇、八、五、七〇
申請書取下又ハ計 畫ヲ取止メタルモ ノ	一四	三八	七、三、三、一九	一、〇、五、〇、九八
合計	五三	一四九	一、九、四、七、〇六	三、一、三、六、六八

五 臨時資金調整法第四條及第八條ニ依リ認、許可アリタル金額中  
 設備資金ニ充當セラルルモノノ業態別並ニ事業標準別  
 (イ) 昭和十三年自四月至六月

業態別	甲類		乙類		丙類	合計	百分比
	イ	ロ	イ	ロ			
鑛業	56,242	0	5,433	0	0	61,675	100.0
工業	15,375	0	15,546	0	0	30,921	100.0
農林業	0	0	0	0	0	0	0.0
水産業	0	0	0	0	0	0	0.0
交通業	0	0	0	0	0	0	0.0
商業	0	0	0	0	0	0	0.0
雑業	0	0	0	0	0	0	0.0
其他事業及施設	0	0	0	0	0	0	0.0
合計	71,617	0	20,979	0	0	92,596	100.0

(單位 千圓)

(イ) 昭和十二年九月二十七日  
 至昭和十三年六月三十日

(單位 千圓)

業態別	甲類		乙類		丙類	合計	百分比
	イ	ロ	イ	ロ			
鑛業	12,000	0	0	0	0	12,000	100.0
工業	19,500	0	0	0	0	19,500	100.0
農林業	0	0	0	0	0	0	0.0
水産業	0	0	0	0	0	0	0.0
交通業	0	0	0	0	0	0	0.0
商業	0	0	0	0	0	0	0.0
雑業	0	0	0	0	0	0	0.0
其他事業及施設	0	0	0	0	0	0	0.0
合計	31,500	0	0	0	0	31,500	100.0

1



(備考)  
 本表許可金額累計一七二一八一八千圓ハ第四條及第八條ニ基キ  
 許可セラレタル事業設備資金ノミヲ採リ舊債返還又ハ還轉資金  
 等ヲ含マズ尙右ノ事業設備資金中既ニ許可アリタル部分ノミヲト  
 リタルモノニシテ計畫ノ全部ヲトレハ其所要資金ハ總額三五七  
 三二〇四千圓トナリ其差額ハ今後更ニ増資拂込等ノ許可ヲ得或  
 ハ金融機關等ヨリ借入ヲナシ調達セララルモノナリ。

一三

六臨時資金審査委員會審査狀況

- (一) 會議  
 (イ) 昭和十三年自四月至六月 十三回  
 (ロ) 自昭和十二年九月二十七日至昭和十三年六月三十日 五十四回  
 (二) 審査委員會付議決定件數  
 (1) 臨時資金調整法第四條ニ依ル申請事項  
 (イ) 認可又ハ許可ノ件數及金額

申請事項別	件數		金額	
	昭和十三年自四月至六月	自十二年九月二十七日至十三年六月三十日	昭和十三年自四月至六月	自十二年九月二十七日至十三年六月三十日
自己資金等ニ依ル事業設備(第二項第一號關係)	四六	四七四	八六、六九六	八七〇、六一〇
株金拂込催告	七三	二二一	一七〇、九〇五	四二九、四四一
資本増加	四八	一五一	四二六、六〇〇	一、〇九二、〇一一

一四

會社設立	二二	六七	一五八〇六〇	五〇四七八〇
會社合併	二三	四四	四一四一八五	七五八一七五
社會債募集	一一	一一	四〇〇	四〇〇
社會債變更	一一	八	一	一
合計	二一四	九六六		

(四) 不許可又ハ不許可ノ件數及金額

申請事項別	件數		金額	
	昭和三十二年 自四月自廿七日 至六月至三十日	昭和三十二年 自四月自廿七日 至六月至三十日	昭和三十二年 自四月自廿七日 至六月至三十日	昭和三十二年 自四月自廿七日 至六月至三十日
自己資金等ニ依ル事業設備(第二項第二號關係)	三	二四	一四五四	二四二〇〇

一五

株式會社	四	一〇五	八六五	九一五
資本増加	五	〇	四六三三	六九五五
會社設立	二	四	三〇〇〇	一九〇〇〇
會社合併	一	三	五〇〇〇	九二〇〇
合計	一五	四六	一四五四	二四二〇〇

外ニ

臨時資金調整法第二條ニ依ル申請事項(有價證券募集ノ取扱)ノ件數及金額左ノ如ク  
 (イ) 許可 一件 八〇〇 千圓  
 (ロ) 不許可 一件 一〇〇〇

一六

(イ) 自治調整ヲ行フモノヨリノ協議事項  
 (ロ) 同意セラルモノノ件数及金額  
 (単位千圓)

申請事項別	件数		金額	
	昭和十三年自四月至六月	自十三年九月廿七日	昭和十三年自四月至六月	自十三年九月廿七日
銀行	一四	九六	九〇六八	三一九三〇二
信託會社	三	五	三五〇〇	五一五五〇
信託會社	二	七	四〇七〇	一九〇四〇
保險會社	二	八	五八〇	六六三四
證券引受業者	〇	一	〇	八〇〇
合計	二一	一一七	四八七一八	三九七三二七

(ロ) 同意セザリシモノノ件数及金額  
 證券引受業者 一件 一、〇〇〇千圓

セ金融機關ノ貸付ハ調整法第四條及第八條ニ依ル申請ノ認、許可及他官廳ヨリノ協議ニ同意セル事業設備資金額

(イ) 昭和十三年自四月至六月 (單位千圓)

業態別	金融機關ノ貸付ケタルモノ		調整法第四條及第八條ニ依リ認許シタルモノ		他官廳ヨリノ協議ニ同意セルモノ		合計	百分比
	昭和十三年自四月至六月	自十三年九月廿七日	昭和十三年自四月至六月	自十三年九月廿七日	昭和十三年自四月至六月	自十三年九月廿七日		
鑛業	四八一四四	五七四九二	一、一六六	一〇六八〇二	一四・三			
工業	一六、六一八	二八三、五五四	二、三一六	四六六、四八八	六二・五			
農林業	二八六	四五〇	〇	七三六	一・〇			
水産業	五九三五	四四九一	〇	一〇、四二六	一・四			
交通業	三一、六七一	二八、九九八	四、一八二	六四八、五一	八・七			
商業	三三、五七九	八二、二二六	二、二八九	四四〇、九四	五・九			
雜業	一〇、一五七	三、六一三	〇	一、三七七〇	一・八			
其他ノ事業及施設	三九、一一四	三六〇	〇	三九、四七四	五・三			
合計	三三〇、五〇六	三八七、一八四	二、八九五三	七四六、六四三	一〇〇・〇			
百分比	四四・三	五一・八	三・九	一〇〇・〇	一〇〇・〇			

(甲) 自十三年九月二十七日  
至十三年六月三十日

(單位千圓)

業態別	金融機關ノ貸付タルモノ	調整法第四條及第八條ニ依リ認許シタルモノ	他官廳ヨリノ協議ニ同意セラルモノ	合計	百分比
鑛業	一二〇、二九六	一八三、四一一	一、三二六	三〇五、〇三三	一一・四
工業	四六七、四二〇	一、二七八、五三〇	八五八、五六	一、七三一、八〇六	六四・七
農林業	四三五	四五〇	〇	八八五	一
水産業	一六九五五	一三一、五一	〇	三〇一、〇六	一・一
交通業	一一七、六六九	二五六、三九九	八三一、八	三八二、三八六	一四・三
商業	五〇、一六四	六四、九二三	一二、八五九	一二七、九四六	四・八
雜業	一五〇、四六	二四、五〇七	〇	三九五、五三	一・五
其他ノ事業	五九九、三六	八一〇	〇	六〇七、四六	二・二
及施設					
合計	八四七、九二三	一、七二二、一八一	一〇八、三五九	二、六七八、四六三	一〇〇・〇

一九

八貯蓄債券賣出狀況

(臨時資金調整法第十三條關係ノモノ)

同別	賣出期間	券面價額	賣出價額
第一回	自昭和十二年十二月十六日	一五〇〇〇 千圓	一〇〇〇〇 千圓
第二回	至昭和十二年十二月廿二日	一五〇〇〇	一〇〇〇〇
第三回	自昭和十三年六月十日	一五〇〇〇	一〇〇〇〇
第四回	至昭和十三年六月廿五日	一五〇〇〇	一〇〇〇〇
計		六〇〇〇〇	四〇〇〇〇

二〇

丸社債及外國債發行状況 (自昭和十三年一月一日至昭和十三年七月二十五日)

種類	發行決定額	内發行済額
官社債	三三五五〇〇千圓	二九五五〇〇千圓
銀行債	一四一五〇〇	一一一五〇〇
滿洲國債	三〇〇〇〇	五〇〇〇〇
計	五二七〇〇〇	四五七〇〇〇

備考

預金部、簡易保険局及金資金特別會計ニ於テ引受ケタルモ、並ニ貯蓄債券ハ之ヲ含マズ

臨時資金調整委員會職員名簿

昭和十三年八月三日現在

會長

內閣總理大臣 公近衛文麿

杉並、西田、一ノ七四三

四 (35) 三五三

副會長

大藏大臣兼  
商工大臣

池田成彬

麻布、永坂、一

赤 (48) 二五五

委員

企畫院次長

青木一男

澁谷、代々木大山、一〇四九

四 (35) 六〇三八

對滿事務局次長

原 邦道

淀橋、十二社、三〇〇

四 (35) 一五二七

內務次官

館 哲二

品川、上大崎長者丸、二七〇

大 (49) 五五八

大藏政務次官

太田正孝

芝、白金今里、八七

高 (44) 五五六〇

大藏次官

石渡 莊太郎

小石川、彌生、一二五

大 (86) 九〇三

大藏參與官

中村 三之丞

麻布、筈、一四

赤 (48) 三二一三

陸軍次官

東條 英機

麹町、永田、一ノ二〇 官舎

銀 (57) 二五五六

海軍次官

山本 五十六

赤坂、盛南坂、一七 官舎

赤 (48) 一一九〇

農林次官

井野 碩哉

澁谷、青葉、三

青 (36) 二二二六

商工政務次官

木暮 武太夫

中野、桃園、一四

中 (38) 五一一四

商工次官

村瀬 直養

本郷、駒込林、一九六

(62) 一一二五

商工參與官

佐藤 謙之輔

日本橋、茅場、二ノ二一 小旅館

茅 (60) 一九九七

遞信次官

小野 猛

本郷、西片、十ノ(イ)ノ四六

小 (85) 三一一〇

鐵道次官

喜安 健次郎

品川、大井鹿島、三〇五一

大 (06) 三〇三三

拓務次官

萩原 彦三

牛込、市ヶ谷仲、三七

牛 (34) 五七三三

貴族院議員

公島 津忠重

品川、五反田、六ノ二三四

高 (44) 七六七六

同

伯兒 玉秀雄

牛込、市ヶ谷藥王寺、三〇

牛 (34) 二五五

貴族院議員

橋本 圭三郎

澁谷、西大久保、二ノ三五三

四 (35) 一一一〇

同

有吉 忠一

澁谷、代々木大山、一〇五〇

四 (35) 一一三〇

貴族院議員

子 八條 隆正

世田谷、赤堤、二ノ五九七

青 (36) 五三三

同

男 矢吹 省三

澁谷、南平臺、四六

青 (36) 五三三

衆議院議員	大口喜六	小石川、小日向臺、二ノ一六	大	(36)	五三〇六
同	川崎克	品川、下大崎、一ノ九四	高	(44)	五五八〇
同	青木精一	淀橋、柏木、五ノ一〇三八	四	(35)	五五〇〇
同	中島彌園次	本郷、向ヶ岡彌生、三	小	(85)	五五〇〇
同	前田房之助	赤坂、新、三ノ三九	赤	(48)	六八〇
同	田邊七六	目黒、上目黒、一ノ一九	青	(33)	六〇四〇
同	小笠原三九郎	豊島、池袋、三ノ一五五七	大	(86)	四一五八
同	河上丈太郎	芝、新橋、五ノ一八	芝	(43)	二八三六
從四位勳三等	土方成美	麩町、三番、六ノ一七	下	(33)	四三七
正三位勳三等	大河内正敏	下谷、谷中清水、一			
同	津田信吾	兵庫、武庫、精道村芦屋平田、四二〇、八			
正三位勳三等	石黒忠篤	牛込、揚場、一七	牛	(34)	四九一
從三位勳二等	津島壽一	麹町、下二番、六二	九	(33)	三〇一一
同	平生飢三郎	小石川、小日向臺、二ノ一八	大	(86)	五五三三
勳三等	門野重九郎	赤坂、新坂、五一	赤	(48)	三九四〇
	寶来市松	麩町、代々木御堂、四六七	四	(35)	六二〇一
	中根貞彦	赤坂、青山南、六ノ一〇三	青	(36)	一一八七
	森 龜彌	麹町、起尾井、六	九	(35)	一一二八
	森 廣藏	芝、高輪南、四七	高	(44)	一〇三
臨時委員	堀内謙介	目黒、下目黒、四ノ八五一	大	(49)	三二七八
外務次官	竹内可吉	芝、三田功運三九	三	(45)	八八一
臨時物資調整局長	廣瀬久忠	渋谷、綠園、一六	青	(36)	七二三五
厚生次官	成瀬 達	麹町、三番、九ノ六	九	(35)	三二四六
從四位勳三等	戸澤芳樹	麻布、森元、一ノ二七	赤	(48)	三二七
	金原賢之助	世田谷、玉川與澤、二ノ五三一			
	高橋龜吉	赤坂、青山南、五ノ三七	青	(36)	二二四四
幹事	佐藤朝生	山手、千光前、二四	中	(26)	二二四四
内閣書記官					

企畫院部長	植村 甲午郎	滋谷、千代ヶ谷、三ノ四、六	行 (36)	三六一三
同	原口 武夫	牛込、納戸、二五	牛 (34)	一八九〇
外務省通商局長	松嶋 鹿夫	品川、五反田、六ノ一九一	大崎 (49)	一六〇九
内務省地方局長	坂 千秋	牛込、藥王寺、四五	牛 (34)	三三〇八
大藏省理財局長	大野 龍太	麹町、九段、四ノ三ノ三	九 (33)	一四三三
大藏省銀行局長	入間野 武雄	本郷、駒込、一一	大 (86)	五二五二
銀行検査官	入江 昂	本郷、駒込西片、一〇、(一)ノ一八號	小 (85)	三三〇二
預金部資金局長	廣瀬 豊作	滋谷、神山、一一四	青 (36)	四三〇三
陸軍少將	上月 良夫			
海軍少將	井上 成美	滋谷、船ヶ谷本町、一ノ四、五	四 (35)	二六二三
農林省經濟更生部長	小平 權一	淀橋、下喜合、三ノ一、二、七、九	大 (86)	三三〇一
商工省商務局長	新倉 利廣	瀧野川、西ヶ原、六四	駒 (82)	一八三
商工省工務局長	東 榮二	品川、五反田、六ノ一九一	大 (46)	一五三
商工省鑛山局長	小金 義照	滋谷、原、九	高 (44)	五七〇六
林務局長	立花 俊一	滋谷、杉、二一	青 (36)	三〇七
通信省經理局長	手島 榮	芝、芝公園十三號ノ四	芝 (43)	一一三
鐵道監察官	坂口 忠次	牛込、佐内、二九	牛 (34)	三七四三
拓務省殖産局長	植場 鐵三	豊島、長崎東、二ノ七〇七	大 (83)	二四九〇
厚生省職業部長	熊谷 愨一	杉並、井荻、一ノ八三	狭 (55)	二五
内閣屬	中江 直二	内閣官房總務課	丸 (23)	二八〇〇
大藏屬	田邊 是	大藏省理財局金融課	丸 (23)	五六五三
銀行検査官補	中川 國雄	大藏省銀行局調査課	丸 (23)	(省內八一)
大藏技手	小川 知可良	大藏省理財局金融課	丸 (23)	(省內二二三)
商工技手	本吉 正敏	商工省工務局工政課	銀 (27)	(省內一四四)

書記



大藏省理財局編纂

臨時資金調整法令

(附 事業資金調整標準)

臨時資金調整委員會

E-0124

目次

○臨時資金調整法(昭和十二年九月十日)	一頁
○臨時資金調整法ノ一部施行期日ノ件(昭和十二年九月十四日)	五
○同上(勅令第五百二十六號)	七
○臨時資金調整法施行令(昭和十二年九月二十五日)	九
○臨時資金調整法施行細則(昭和十二年九月二十五日)	三三
○自治的資金調整標準(昭和十二年九月)	三三
○臨時資金調整法ニ基ク事業資金調整標準(昭和十二年九月)	三五
第一、鑛業	二五
第二、工業	二九
第三、農林業	六五
第四、水産業	六七
第五、交通業	六九
第六、商業	七一
第七、雜業	七三
第八、其ノ他ノ事業及施設	七七

E-0124

●臨時資金調整法

(昭和十二年九月十日)  
法律第八十六號

- 第一條 本法ハ支那事變ニ關聯シ物資及資金ノ需給ノ適合ニ資スル爲國內資金ノ使用ヲ調整スルヲ目的トス
- 第二條 銀行、信託會社、保險會社、產業組合、中央金庫、商工組合中央金庫及北海道府縣ヲ區域トスル信用組合聯合會(以下金融機關ト總稱シ)ノ事業ニ屬スル設備ノ新設、擴張若ハ改良ニ關スル資金ノ貸付ヲ爲シ又ハ有價證券ノ應募、引受若ハ募集ノ取扱ヲ爲サントスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ許可ヲ受クベシ金融機關ニ非ズシテ有價證券ノ引受又ハ募集ノ取扱ヲ業トスル者(以下之ヲ證券引受業者ト稱シ)有價證券ノ應募、引受又ハ募集ノ取扱ヲ爲サントスルトキ亦同シ
- 第三條 金融機關又ハ證券引受業者前條ノ貸付又ハ有價證券ノ應募、引受若ハ募集ノ取扱ニ關シ本法ノ目的ニ從ヒ政府ノ適當ト認ムル方法ニ依リ自治的ニ調整ヲ爲スモノナルトキハ之ニ對シ命令ノ定ムル所ニ依リ前條ノ規定ヲ適用セザルコトヲ得
- 第四條 命令ノ定ムル會社ノ設立ハ政府ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ會社ノ資本増加、合併又ハ目的變更ニシテ命令ノ定ムルモノニ付亦同シ
- 第五條 命令ノ定ムル會社左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ政府ノ許可ヲ受クベシ
  - 一 第二次以後ノ株金ノ拂込ヲ爲サシメントスルトキ
  - 二 株金ノ拂込、社債ノ募集又ハ金融機關ヨリノ借入ニ依ラズシテ命令ノ定ムル限度ヲ超ユル事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ヲ爲サントスルトキ
  - 三 他人ヲシテ引受又ハ募集ノ取扱ヲ爲サシメズシテ社債ヲ募集セントスルトキ
- 第六條 政府ハ命令ノ定ムル所ニ依リ第二條又ハ前條ノ許可又ハ認可ニ關スル事務ヲ日本銀行ヲシテ取扱ヘシム
- 第七條 前項ノ事務ノ取扱ニ要スル經費ハ日本銀行ノ負擔トス
- 第八條 第一項ノ場合ニ於テ當該事務ニ従事スル日本銀行職員ハ之ヲ法令ニ依リ公務ニ従事スル職員ト看做ス

臨時資金調整法

臨時資金調整法

第六條 日本興業銀行ハ五億圓ヲ限リ日本興業銀行法第十二條ノ規定ニ依ル制限ヲ超エテ債券ヲ發行スルコトヲ得

日本興業銀行ハ其ノ債券借換ノ爲メ債券ヲ發行スル場合ニ於テハ前項ノ制限ニ依ラザルコトヲ得

日本興業銀行法第十六條ノ規定ニ依リ適用セズ前項ノ制限ニ依リ額面金額五億圓ヲ限リ其ノ元本ノ償還及利息ノ支拂

ヲ保證スルコトヲ得

第七條 金資金ハ金資金特別會計法第四條ノ規定ニ依ル外之ヲ興業債券ニ運用スルコトヲ得

第八條 命令ノ定ムル時局ニ緊要ナル事業ヲ營ム會社ハ事業擴張ノ場合ニ於テ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ認可ヲ受ケ其

ノ事業ニ屬スル設備ノ費用ニ充ツル爲メ株金全額拂込前ト雖モ其ノ資本ヲ増加スルコトヲ得

第九條 命令ノ定ムル時局ニ緊要ナル事業ヲ營ム會社ハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ認可ヲ受ケ其ノ事業ニ屬スル設備ノ

費用ニ充ツル爲メ商法第二百條ノ規定ニ依リ制限ヲ超エテ社債ヲ募集スルコトヲ得但シ社債ノ總額ハ拂込ミタル株金額ノ

二倍ヲ超ユルコトヲ得

最終ノ貸借對照表ニ依リ會社ニ現存スル財産ガ拂込ミタル株金額ニ滿タザルトキハ前項ノ規定ヲ適用セズ

第一項ノ規定ニ依リ募集スル社債ニ付テハ擔保附社債信託法ニ依ル物上擔保ヲ附スルコトヲ要ス

第十條 政府ハ第八條ノ規定ニ依リ資本ヲ増加シタル會社又ハ前條ノ規定ニ依リ社債ヲ募集シタル會社ニ對シ其ノ業務及

會計ニ關シ監督上必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

第十一條 資金使用ノ調整ニ關シ重要ナル事項ヲ調査審議スル爲メ臨時資金調整委員會ヲ置ク臨時資金調整委員會ニ關スル

規程ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十二條 第二條 第四條 第八條又ハ第九條第一項ノ規定ニ依リ許可又ハ認可ニ關スル處分ニシテ重要ナル事項

ニ付テハ臨時資金審査委員會ノ議ヲ經ベシ

臨時資金審査委員會ニ關スル規程ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十三條 政府ハ日本興業銀行ヲシテ收入金二億圓ニ達スル迄貯蓄債券ヲ發行セシムルコトヲ得

貯蓄債券ハ無記名トシ券面金額ヲ二十圓以下トス

第十四條 貯蓄債券ハ發行ノ翌年ヨリ三十五年內ニ毎年二回以上抽籤ヲ以テ之ヲ償還スベシ

貯蓄債券ヲ償還スル場合ニハ賣出價格ノ百五十倍以内ノ割増金ヲ附與スルコトヲ得其ノ方法及金額ハ主務大臣ノヲ定ム

前項ノ割増金ハ主務大臣ノ定ムル價格ニ依リ國債證券ヲ以テ交付スルコトヲ得

第十五條 復興貯蓄債券法第三條 第五條 第六條 第七條第一項及第八條並ニ日本興業銀行法第三十五條ノ二 第三十

五條ノ三 第四十條及第四十二條ノ規定ハ貯蓄債券ニ之ヲ準用ス

第十六條 政府ハ資金ノ狀況ヲ調査スル爲メ必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ左ノ各號ニ掲グル事項ニ關シ關

係者ヨリ報告ヲ徵シ又ハ帳簿其ノ他ノ檢査ヲ爲スコトヲ得

一 資金ノ需給及移動ニ關スル事項

二 有價證券ニ關スル事項

三 國際收支ニ關スル事項

四 事業ノ資金計畫ニ關スル事項

第十七條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第一條ノ規定ニ違反シ許可ヲ受ケズシテ資金ノ貸付ヲ爲シ又ハ有價證券ノ應募 引受若ハ募集ノ取扱ヲ爲シタル者

二 第四條第二項ノ規定ニ違反シ許可ヲ受ケズシテ株金拂込ノ催告 設備ノ新設 擴張若ハ改良又ハ社債ノ募集ヲ爲シ

タル者

第十八條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第十條ノ規定ニ依ル命令又ハ處分ニ違反シタル者

二 第十六條ノ規定ニ違反シ報告ヲ爲サズ 虛偽ノ報告ヲ爲シ又ハ檢査ヲ拒ミ 妨ガ若ハ忌避シタル者

三 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依リ政府ニ提出スベキ許可又ハ認可ノ申請書其ノ他ノ書類ニ虛偽ノ記載ヲ爲シ

タル者

第十九條 法人ノ代表者又ハ法人若ハ代理人ニ使用人其ノ他ハ從業者ガ其ノ法人又ハ人ノ業務ニ關シテ前二條ノ違反

ノ行爲ヲ爲シタルトキハ行爲者ヲ罰スル外其ノ法人又ハ人ニ對シ亦前二條ノ罰金刑ヲ科ス

第二十條 當該官吏 委員若ハ第五條第三項ニ規定スル日本銀行職員又ハ其ノ職ニ在リタル者本法ニ依リ職務執行ニ關シ

通知得タル法人又ハ人ノ業務上ハ秘密ヲ洩洩シ又ハ竊用シタルトキハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

臨時資金調整法

三

臨時資金調整法

第二十一條 本法ヲ朝鮮、臺灣又ハ樺太ニ施行スル場合ニ於テ必要アルトキハ勅令ヲ以テ特別ノ定ヲ爲スコトヲ得

附則

本法施行ノ期日ハ各條ニ付勅令ヲ以テ之ヲ定ム

本法ハ第十四條及第十五條ヲ除キ支那事變終了後一年内ニ之ヲ廢止スルモノトス

四

●臨時資金調整法ノ一部施行期日ノ件

(昭和十二年九月十四日  
勅令第四百九十二號)

臨時資金調整法第十一條ノ規定ハ昭和十二年九月十五日ヨリ之ヲ施行ス

臨時資金調整法ノ一部施行期日ノ件

五

E-0124

臨時資金調整法ノ一部施行期日ノ件

七

臨時資金調整法ノ一部施行期日ノ件  
(昭和十二年九月二十五日)  
(勅令第五百二十六號)

●臨時資金調整法ノ一部施行期日ノ件

臨時資金調整法中未ダ施行セザル規定ハ昭和十二年九月二十七日ヨリ之ヲ施行ス

臨時資金調整法ノ一部施行期日ノ件

七

E-0124



●臨時資金調整法施行令

(昭和十二年九月二十五日)  
勅令第五百二十七號

- 第一條 臨時資金調整法第二條ノ規定ノ適用ヲ受クル金融機關事業ニ屬スル設備ノ新設、擴張又ハ改良ノ爲ニ使用セラルルト認ムル一十萬圓以上ノ資金ノ貸付ヲ爲サントストキハ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ貸付總額十萬圓以上ニ及ブベキ數口ニ亙ル資金ノ貸付ヲ爲サントストキ亦同シ
- 第二條 臨時資金調整法第二條ノ規定ノ適用ヲ受クル金融機關又ハ證券引受業者額面總額十萬圓以上ノ有價證券(國債、地方債及臨時資金調整法施行地内ニ本店ヲ有スル會社ノ株式ヲ除ク以下同ジ)ノ應募、引受又ハ募集ノ取扱ヲ爲サントストキハ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ
- 第三條 前二條ノ規定ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ之ヲ適用セス
- 一 行政官廳ノ認可又ハ許可ヲ受ケ借入ルル資金ノ貸付ヲ爲ストキ
  - 二 行政官廳ノ認可又ハ許可ヲ受ケ發行スル有價證券ノ應募、引受又ハ募集ノ取扱ヲ爲ストキ
  - 三 臨時資金調整法以外ノ法令ニ依リ行政官廳ノ認可又ハ許可ヲ受ケ有價證券ノ應募、引受又ハ募集ノ取扱ヲ爲ストキ
- 行政官廳前項ノ認可又ハ許可ヲ爲サントストキハ其ノ事項ノ主務大臣ハ前二條ノ主務大臣ニ協議スベシ
- 第四條 臨時資金調整法第四條第一項ノ規定ニ依リ設立ニ付主務大臣ノ認可ヲ要スル會社ハ資本金(出資總額、株金總額、出資總額及株金總額ノ合計額又ハ基金總額ヲ謂フ以下同ジ)五十萬圓以上ノ會社トス但シ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ此ノ限ニ在ラス
- 一 特別ノ法令ニ依リ設立セラルル會社
  - 二 臨時資金調整法以外ノ法令ニ依リ設立ニ付行政官廳ノ認可、許可又ハ免許ヲ受クベキ會社
  - 三 目的トスル事業ノ全部ニ付行政官廳ノ許可又ハ免許ヲ受クベキ會社
- 行政官廳前項第二號又ハ第三號ニ掲グル會社ニ付認可、許可又ハ免許ヲ爲サントストキハ其ノ事項ノ主務大臣ハ前項ノ主務大臣ニ協議スベシ

臨時資金調整法施行令

臨時資金調整法施行令

第五條 臨時資金調整法第四條第一項ノ規定ニ依リ主務大臣ノ認可ヲ要スル會社ノ資本増加、合併又ハ目的變更ハ左ニ掲  
 グルモノトス但シ行政官廳ノ認可ヲ得テ免許ヲ受ケタルモノ又ハ行政官廳ノ命令ニ依リ爲スモノハ此ノ限ニ在ラズ

二 資本増加又ハ合併ニ因リ資本五十萬圓以上ノ會社ト爲ルベキ場合ニ於ケル資本増加又ハ合併  
 行政官廳前項但書ノ認可、許可、免許又ハ命令ヲ爲サントストキハ其ノ事項ノ主務大臣ハ前項ノ主務大臣ニ協議スベシ  
 第六條 臨時資金調整法第四條第二項ノ規定ニ依リ主務大臣ノ許可ヲ受ケベキ會社ハ相互會社以外ノ會社ニシテ資本金五  
 十萬圓以上ノモノ及相互會社トス但シ同項ニ掲グル事項ニ付行政官廳ノ認可、許可若ハ免許ヲ受ケタルモノ又ハ行政官  
 廳ノ命令ニ依リ當該事項ヲ爲スモノハ此ノ限ニ在ラズニシテ同項ニ掲グル事項ニ付行政官廳ノ認可、許可若ハ免許ヲ受ケタルモノ  
 行政官廳前項但書ノ認可、許可、免許又ハ命令ヲ爲サントストキハ其ノ事項ノ主務大臣ハ前項ノ主務大臣ニ協議スベ  
 シ

臨時資金調整法第四條第二項第二號ノ限度ハ十萬圓トス

第七條 臨時資金調整法第二條又ハ第四條ノ許可又ハ認可ニ關スル事務ヲ日本銀行ヲシテ取扱ヘシムルニ付必要ナル事項  
 第六條 臨時資金調整法第六條ノ規定ニ依リ保證ヲ爲スニ付必要ナル事項ハ大藏大臣ノ之ヲ定ム

第九條 臨時資金調整法第六條ノ規定ニ依リ保證ヲ爲スニ付必要ナル事項ハ大藏大臣ノ之ヲ定ム

第十條 臨時資金調整法第六條ノ規定ニ依リ保證ヲ爲スニ付必要ナル事項ハ大藏大臣ノ之ヲ定ム

一 航空機製造事業  
 二 金屬工機製造事業  
 三 兵器及兵器部分品製造事業  
 四 鋼船製造事業  
 五 製鐵事業  
 六 産金事業  
 七 石炭鑛業

八 石油鑛業、石油精製業及石油輸入業

第十條 臨時資金調整法第十六條ノ規定ニ依リ検査ヲ爲ス場合ニ於テハ當該官吏ハ其ノ身分ヲ示ス證券ヲ携帯スベシ

第十一條 第一條及第二條ニ於テ主務大臣トアルハ銀行及信託會社ニ付テハ大藏大臣、保險會社ニ付テハ商工大臣、商工  
 組合中央金庫及證券引受業者ニ付テハ大藏大臣及商工大臣、産業組合中央金庫及北海道府縣ヲ區域トスル信用組合聯合  
 會ニ付テハ大藏大臣及農林大臣トシ第四條第一項、第五條第一項及第六條第一項ニ於テ主務大臣トアルハ大藏大臣及商  
 工大臣トス

大藏大臣銀行又ハ信託會社ニ對シ第一條又ハ第二條ノ許可ヲ爲サントストキハ商工大臣ニ、商工大臣保險會社ニ對シ  
 第一條又ハ第二條ノ許可ヲ爲サントストキハ大藏大臣ニ協議スベシ

附則  
 本令ハ昭和十二年九月二十七日ヨリ之ヲ施行ス

臨時資金調整法施行令



●臨時資金調整法施行細則

(昭和十二年九月二十五日)  
大藏、農林、商工省令

- 第一條、臨時資金調整法第三條ノ規定ニ依リ同法第二條ノ規定ヲ適用セザル金融機關又ハ證券引受業者ハ主務大臣之ヲ定  
主務大臣特ニ必要アリト認ムルトキハ前項ノ金融機關又ハ證券引受業者ニ對シ事項ヲ指定シ臨時資金調整法第二條ノ許  
可ヲ受クベキコトヲ命ズルコトアルベシ
- 第二條、金融機關臨時資金調整法施行令第一條ノ規定ニ依リ貸付ニ付許可ヲ受ケントスルトキハ左ニ掲グル事項ヲ記載シ  
タル許可申請書ヲ日本銀行ノ本店又ハ支店ヲ經テ主務大臣ニ提出スベシ
- 一 申請書ノ住所及商號又ハ名稱
  - 二 借主ノ住所及氏名、商號又ハ名稱
  - 三 貸付ノ種類、時期及金額(數口ニ互ルトキハ貸付總額並ニ各口ノ貸付ノ種類、時期及金額)
  - 四 貸付ノ利率、償還期限其ノ他ノ條件
  - 五 借主ガ貸付金ヲ使用シテ爲ス事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ニ關スル計畫及其ノ豫算ノ大要並ニ資金ノ調達方法
- 前項ノ許可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添付スベシ
- 一 借主ノ事業ノ大要ヲ知ルニ足ル書類
  - 二 借主ガ会社ナルトキハ最終ノ貸借對照表及損益計算書
- 第三條、金融機關又ハ證券引受業者臨時資金調整法施行令第二條ノ規定ニ依リ有價證券ノ應募ニ付許可ヲ受ケントスルト  
キハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル許可申請書ヲ日本銀行ノ本店又ハ支店ヲ經テ主務大臣ニ提出スベシ
- 一 申請書ノ住所及商號又ハ名稱
  - 二 有價證券發行者ノ住所及商號又ハ名稱
  - 三 應募スル有價證券ノ種類、數量及價額

臨時資金調整法施行細則

- 前項ノ許可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添付スベシ
  - 一 有價証券發行者ノ事業ノ大要ヲ知ルニ足ル書類
  - 二 社債申込證又ハ之ニ準ズベキモノノ雛形及募集趣意書
- 第四條ニ金融機關又ハ證券引受業者臨時資金調整法施行令第三條ノ規定ニ依リ有價証券ノ引受又ハ募集ノ取扱ニ付許可ヲ受ケントストキハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル許可申請書ヲ日本銀行ノ本店又ハ支店ヲ經テ主務大臣ニ提出スベシ
  - 一 申請者ノ住所及商號又ハ名稱
  - 二 有價証券發行者ノ住所及商號又ハ名稱
  - 三 引受又ハ募集ノ取扱ヲ爲ス有價証券ノ種類、數量及價額
  - 四 引受又ハ募集ノ取扱ニ關スル條件
  - 五 有價証券ノ發行ノ時期、總額及條件
  - 六 有價証券ノ發行ニ依リ調達セラルル資金ノ使途
  - 七 資金ガ事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ノ爲ニ使用セラルルモノナルトキハ之ニ關スル計畫及其ノ豫算ノ大要並ニ資金ノ調達方法
- 前項ノ許可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添付スベシ
  - 一 有價証券發行者ノ事業ノ大要ヲ知ルニ足ル書類
  - 二 有價証券發行者ノ最終ノ貸借對照表及損益計算書
  - 三 社債申込證又ハ之ニ準ズベキモノノ雛形及募集趣意書
- 第五條 臨時資金調整法施行令第四條ノ會社ノ設立ニ付認可ヲ受ケントストキハ發起人又ハ社員タルベキ者ハ定款ヲ作成シタル後左ニ掲グル事項ヲ記載シタル認可申請書ヲ日本銀行ノ本店又ハ支店ヲ經テ主務大臣ニ提出スベシ
  - 一 申請者ノ住所及氏名
  - 二 會社ノ住所、商號又ハ名稱及資本金額
  - 三 會社ノ目的タル事業ノ大要
  - 四 會社ノ設立ヲ必要トスル事由

- 五 會社ノ事業設備ノ計畫及其ノ豫算ノ大要並ニ資金ノ調達方法
- 六 第二回ノ拂込ノ時期及金額
- 前項ノ認可申請書ニハ定款並ニ事業計畫明細書及事業收支目録見書ヲ添付スベシ
  - 一 會社ノ創立總會ニ於テ前項ノ定款ヲ變更シタルトキ又ハ創立總會ノ最終分前項ノ定款作成ノ日ヨリ六月以上ヲ經過シテ死後ハ其ノ繼承人ハ創立總會ノ最終後更メテ前二項ノ規定ニ準ジ認可申請書ヲ提出スベシ
  - 二 第六條會臨時資金調整法施行令第五條ノ資本増加ニ付認可ヲ受ケントストキハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル認可申請書ヲ日本銀行ノ本店又ハ支店ヲ經テ主務大臣ニ提出スベシ
    - 一 會社ノ住所及商號又ハ名稱
    - 二 會社ノ現在ノ資本金額
    - 三 前項ノ資本増加ノ金額並ニ第一回ノ拂込ノ時期及金額
    - 四 資本増加ノ方法
    - 五 資本増加ノ必要トスル事由
    - 六 資本増加ノ前項ノ定款作成ノ日ヨリ六月以上ヲ經過シタル後ノ資本増加ノ方法
    - 七 資本増加ニ依リ調達スル資金ノ使途
    - 八 資金ノ調達方法
    - 九 資金ガ事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ノ爲ニ使用セラルルモノナルトキハ之ニ關スル計畫及其ノ豫算ノ大要並ニ資金ノ調達方法
  - 前項ノ認可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添付スベシ
    - 一 資本増加ニ關スル株主總會ノ決議書又ハ之ニ準ズベキモノノ簿本
    - 二 定款並ニ最終ノ貸借對照表及損益計算書
    - 三 資本増加ニ關スル事業計畫明細書及事業收支目録見書
    - 四 新株ノ募集ニ關スル事項ノ報告ヲ爲スベキ株主總會ノ最終分資本増加ノ決議書ヨリ六月以上ヲ經過シタル後ナルトキハ會社ノ其次株主總會ノ最終後更メテ前二項ノ規定ニ準ジ認可申請書ヲ提出スベシ
    - 五 第七條會臨時資金調整法施行令第五條ノ合併ニ付認可ヲ受ケントストキハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル認可申請書ヲ日本銀行ノ本店又ハ支店ヲ經テ主務大臣ニ提出スベシ



株金の拂込金、社債ノ募集金又ハ金融機關ヨリノ借入金ニシテ其ノ拂込ノ備考、募集又ハ借入ガ臨時資金調整法第四條ノ規定ニ依リ施行後ニ屬セザルモノナル場合ハ當該資金ニ依リ事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ヲ爲スニ付テハ前二項ノ規定ニ依リ許可申請書ヲ提出スベキモノトシテ之ヲ添付スベシ

第十一條 臨時資金調整法施行令第六條ノ會社社債ノ募集ニ付許可ヲ受ケントスルトキハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル許可申請書ヲ日本銀行ノ本店又ハ支店ヲ經テ主務大臣ニ提出スベシ

- 一 會社ノ住所及商號又ハ名稱
- 二 會社ノ資本金額及拂込資本金額
- 三 前項ノ發行ノ時期、總額及條件
- 四 社債ノ募集ヲ必要トスル事由
- 五 前項ノ發行ノ時期、總額及條件
- 六 資金ガ事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ヲ爲ス使用セラルモノナルトキハ之ニ關スル計畫及其ノ豫算ノ大要並ニ資金ノ調達方法
- 七 前項ノ許可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添付スベシ
  - 一 會社債ノ募集ニ關スル株主總會ノ決議書又ハ之ニ準ズベキモノノ原本
  - 二 社債申込書及募集趣意書
  - 三 定款並ニ最終ノ貸借對照表及損益計算書
  - 四 社債ノ募集ニ伴フ事業計畫明細書及事業收支目録見書
- 第十二條 臨時資金調整法施行令第九條ニ掲グル事業ヲ營ム會社株金金額拂込前ノ資本増加ヲ爲サントスルトキハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル認可申請書ヲ日本銀行ノ本店又ハ支店ヲ經テ主務大臣ニ提出スベシ
  - 一 會社ノ住所及商號又ハ名稱
  - 二 會社ノ現在ノ資本金額及拂込資本金額
  - 三 前項ノ資本増加ノ金額並ニ第一回ノ拂込ノ時期及金額
  - 四 資本増加ノ方法

- 五 株金金額拂込前ノ資本増加ヲ必要トスル事由
- 六 資本増加ニ依リ調達スル資金ヲ使用シテ爲ス事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ニ關スル計畫及其ノ豫算ノ大要並ニ資金ノ調達方法
- 七 前項ノ認可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添付スベシ
  - 一 資本増加ニ關スル株主總會ノ決議書又ハ之ニ準ズベキモノノ原本
  - 二 會社ノ現在ノ資本金額及拂込資本金額
  - 三 定款並ニ最終ノ貸借對照表及損益計算書
  - 四 資本増加ニ伴フ事業計畫明細書及事業收支目録見書
- 第十三條 臨時資金調整法施行令第九條ニ掲グル事業ヲ營ム會社商法第二百條ノ規定ニ依リ制限ヲ超ニテ社債ヲ募集セザルモノトシテハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル認可申請書ヲ日本銀行ノ本店又ハ支店ヲ經テ主務大臣ニ提出スベシ
  - 一 會社ノ住所及商號又ハ名稱
  - 二 會社ノ資本金額及拂込資本金額
  - 三 社債ノ發行ノ時期、總額及條件
  - 四 商法第二百條ノ規定ニ依リ制限ヲ超ニル社債ノ募集ヲ必要トスル事由
  - 五 前項ノ認可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添付スベシ
  - 六 資金ノ調達方法
  - 七 前項ノ認可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添付スベシ
  - 八 前項ノ認可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添付スベシ
  - 九 前項ノ認可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添付スベシ
  - 十 前項ノ認可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添付スベシ
  - 十一 前項ノ認可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添付スベシ
  - 十二 前項ノ認可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添付スベシ
  - 十三 前項ノ認可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添付スベシ
  - 十四 前項ノ認可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添付スベシ
  - 十五 前項ノ認可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添付スベシ
  - 十六 前項ノ認可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添付スベシ
  - 十七 前項ノ認可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添付スベシ
  - 十八 前項ノ認可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添付スベシ
  - 十九 前項ノ認可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添付スベシ
  - 二十 前項ノ認可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添付スベシ
  - 二十一 前項ノ認可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添付スベシ
  - 二十二 前項ノ認可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添付スベシ
  - 二十三 前項ノ認可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添付スベシ
  - 二十四 前項ノ認可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添付スベシ
  - 二十五 前項ノ認可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添付スベシ
  - 二十六 前項ノ認可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添付スベシ
  - 二十七 前項ノ認可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添付スベシ
  - 二十八 前項ノ認可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添付スベシ
  - 二十九 前項ノ認可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添付スベシ
  - 三十 前項ノ認可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添付スベシ
  - 三十一 前項ノ認可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添付スベシ
  - 三十二 前項ノ認可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添付スベシ
  - 三十三 前項ノ認可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添付スベシ
  - 三十四 前項ノ認可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添付スベシ
  - 三十五 前項ノ認可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添付スベシ
  - 三十六 前項ノ認可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添付スベシ
  - 三十七 前項ノ認可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添付スベシ
  - 三十八 前項ノ認可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添付スベシ
  - 三十九 前項ノ認可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添付スベシ
  - 四十 前項ノ認可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添付スベシ
  - 四十一 前項ノ認可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添付スベシ
  - 四十二 前項ノ認可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添付スベシ
  - 四十三 前項ノ認可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添付スベシ
  - 四十四 前項ノ認可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添付スベシ
  - 四十五 前項ノ認可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添付スベシ
  - 四十六 前項ノ認可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添付スベシ
  - 四十七 前項ノ認可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添付スベシ
  - 四十八 前項ノ認可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添付スベシ
  - 四十九 前項ノ認可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添付スベシ
  - 五十 前項ノ認可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添付スベシ

臨時資金調整法施行細則

三〇

- 三 會社ノ資本金額及拂込資本金額ニ關スル登記簿ノ抄本ヲテハ、
- 三二前ニ社債ヲ募集シタルトキハ、其ノ償還ヲ了セザル總額ニ關スル登記簿ノ抄本
- 四 信託證書ノ
- 五 社債ニ付スル擔保物件ノ目録ニテハ、
- 六 前號ノ擔保物件ノ償還價格ヲ最終ノ財産目録ノ科目別ニ記載シタル書類
- 七 決定款項ニ最終ノ貸借對照表及損益計算書對シテ、
- 八 社債ノ募集ニ伴フ事業計畫明細書及事業收支目録見書
- 第十四條ノ金融機關又ハ證券引受業者左ノ各號ノニ、該當スル場合ニ於テハ、其ノ都度報告書ヲ日本銀行ノ本店又ハ支店ヲ經テ主務大臣ニ提出スベシ。
  - 一 事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ノ爲ニ使用セラルト認ムル一十萬圓以上ノ資金ノ貸付ヲ爲シタルトキ
  - 二 事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ノ爲ニ使用セラルト認ムル貸付總額十萬圓以上ニ及ブベキ數口ニ互ル資金ノ貸付ヲ爲シタルトキ
  - 三 額面總額十萬圓以上ノ有價證券ノ國債、地方債及臨時資金調整法施行地内ニ本店ヲ有スル會社株式ヲ除ク以下同
  - 四 額面總額十萬圓以上ノ有價證券ノ引受又ハ募集ノ取扱ニ關スル契約ヲ締結シタルトキ
  - 五 額面總額十萬圓以上ノ有價證券ノ引受又ハ募集ノ取扱ニ關スル場合ニ於テハ一月分ヲ取纏メ翌月十日迄ニ報告書ヲ日本銀行ノ本店又ハ支店ヲ經テ主務大臣ニ提出スベシ。但シ前條ノ規定ニ依リ報告ヲ爲スベキモノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ
  - 六 事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ノ爲ニ使用セラルト認ムル一十萬圓以上ノ資金ノ貸付ヲ爲シタルトキ
  - 七 事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ノ爲ニ使用セラルト認ムル貸付總額三萬圓以上ニ及ブベキ數口ニ互ル資金ノ貸付ヲ爲シタルトキ
  - 八 額面總額三萬圓以上ノ有價證券ノ應募ヲ爲シ共ノ割當ヲ受ケタルトキ
  - 九 額面總額三萬圓以上ノ有價證券ノ引受又ハ募集ノ取扱ニ關スル契約ヲ締結シタルトキ

- 一 資金ノ貸付ニ關スル報告書ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ
  - イ 借主ノ住所及氏名、商號又ハ名稱
  - ロ 借主ノ事業ノ種類
  - ハ 貸付ノ年月日
  - ニ 貸付ノ種類及金額
  - ホ 貸付ノ利率、償還期限其ノ他ノ條件
  - ヘ 貸付金ノ使途
- 二 有價證券ノ應募ニ關スル報告書ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ
  - イ 有價證券發行者ノ住所及商號又ハ名稱
  - ロ 有價證券發行者ノ事業ノ種類
  - ハ 應募割當ノ年月日
  - ニ 割當ヲ受ケタル有價證券ノ種類、數量及價額
  - ホ 割當ヲ受ケタル有價證券ノ拂込ノ時期
  - ヘ 有價證券發行者ノ住所及商號又ハ名稱
  - ニ 有價證券發行者ノ事業ノ種類
  - イ 有價證券發行者ノ住所及商號又ハ名稱
  - ロ 有價證券發行者ノ事業ノ種類
  - ハ 應募割當ノ年月日
  - ニ 割當ヲ受ケタル有價證券ノ種類、數量及價額
  - ホ 割當ヲ受ケタル有價證券ノ拂込ノ時期
- 三 有價證券ノ引受又ハ募集ノ取扱ニ關スル報告書ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ
  - イ 有價證券發行者ノ住所及商號又ハ名稱
  - ロ 有價證券發行者ノ事業ノ種類
  - ハ 應募割當ノ年月日
  - ニ 割當ヲ受ケタル有價證券ノ種類、數量及價額
  - ホ 割當ヲ受ケタル有價證券ノ拂込ノ時期
- 四 額面總額三萬圓以上ノ有價證券ノ引受又ハ募集ノ取扱ニ關スル契約ヲ締結シタルトキ
- 五 額面總額三萬圓以上ノ有價證券ノ引受又ハ募集ノ取扱ニ關スル場合ニ於テハ一月分ヲ取纏メ翌月十日迄ニ報告書ヲ日本銀行ノ本店又ハ支店ヲ經テ主務大臣ニ提出スベシ。但シ前條ノ規定ニ依リ報告ヲ爲スベキモノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ
- 六 事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ノ爲ニ使用セラルト認ムル一十萬圓以上ノ資金ノ貸付ヲ爲シタルトキ
- 七 事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ノ爲ニ使用セラルト認ムル貸付總額三萬圓以上ニ及ブベキ數口ニ互ル資金ノ貸付ヲ爲シタルトキ
- 八 額面總額三萬圓以上ノ有價證券ノ應募ヲ爲シ共ノ割當ヲ受ケタルトキ
- 九 額面總額三萬圓以上ノ有價證券ノ引受又ハ募集ノ取扱ニ關スル契約ヲ締結シタルトキ

臨時資金調整法施行細則

三三



自治的資金調整標準

政府方事業ノ遂行ヲ承認シタル事業ニ付テハ本標準ノ分類ニ拘ラズ特別ノ取扱ヲ爲スコト尙政府資金ヲ融通シタル事業ニ關シテハ該融通資金ニ付亦同様トス  
 (6) 外地及滿洲ニ於ケル事業並ニ海外ニ於ケル事業ニ關スル事業設備資金ノ貸付又ハ有價證券ノ引受等ニ付特殊ノ事情ニ依リ前掲ノ方針ニ依ルヲ不適當ト認ムルトキハ日本銀行本店又ハ支店ニ協議シテ特別ノ取扱ヲ爲スコトハ可能ナリ  
 二、政府ハ必要アリト認ムルトキハ金融機關又ハ證券引受業者ニ對シ資金ノ自治的調整ニ關シ必要ナル指示ヲ爲スコトアルベシ  
 三、尙事業設備資金以外ノ資金ノ貸付例ハ六運轉資金等ノ貸付ニ付テハ從來ノ通り取扱ヒテ差支ナシ

自治的資金調整標準

一、自治的資金調整標準ニ關シテハ本標準ノ分類ニ拘ラズ特別ノ取扱ヲ爲スコト尙政府資金ヲ融通シタル事業ニ關シテハ該融通資金ニ付亦同様トス  
 (6) 外地及滿洲ニ於ケル事業並ニ海外ニ於ケル事業ニ關スル事業設備資金ノ貸付又ハ有價證券ノ引受等ニ付特殊ノ事情ニ依リ前掲ノ方針ニ依ルヲ不適當ト認ムルトキハ日本銀行本店又ハ支店ニ協議シテ特別ノ取扱ヲ爲スコトハ可能ナリ  
 二、政府ハ必要アリト認ムルトキハ金融機關又ハ證券引受業者ニ對シ資金ノ自治的調整ニ關シ必要ナル指示ヲ爲スコトアルベシ  
 三、尙事業設備資金以外ノ資金ノ貸付例ハ六運轉資金等ノ貸付ニ付テハ從來ノ通り取扱ヒテ差支ナシ

臨時資金調整法ニ基ク事業資金調整標準

部	業	業別	細目	別	甲	乙	丙	備考
採礦業	(一) 金屬礦業	(1) 金礦(砂金ヲ含ム)	○	○	○	○	○	
		(2) 銅礦	○	○	○	○	○	
		(3) 鉛礦	○	○	○	○	○	
		(4) 錫礦(砂錫ヲ含ム)	○	○	○	○	○	
		(5) アンチモン礦	○	○	○	○	○	
		(6) 水銀礦	○	○	○	○	○	
		(7) 亞鉛礦	○	○	○	○	○	
		(8) 鐵礦(砂鐵ヲ含ム)	○	○	○	○	○	
		(9) 硫化鐵礦	○	○	○	○	○	
		(10) クロム鐵礦	○	○	○	○	○	
		(11) マンガン鐵礦	○	○	○	○	○	

臨時資金調整法ニ基ク事業資金調整標準

臨時資金調整法ニ基ク事業資金調整標準		部	業	別	目	別	甲	乙	丙	備考			
臨時資金調整法ニ基ク事業資金調整標準	二、土石採取業	業	別	(一) アルミニウム原礦採取業 (二) 其ノ他ノ土石採取業	(1) 明礬石								
					(2) 礬土頁岩								
					(3) 粘土 <small>(トクキサイ)</small>								
					(4) マグネサイト								
					(5) トロマイト								
					(6) 耐火粘土								
					(7) 珪石								
					(8) 螢石								
					(9) 酸性白土								
					(10) 石灰石								
									朝鮮ノ重晶石ニ付テハ特別ノ取扱ヲナスコト				

臨時資金調整法ニ基ク事業資金調整標準

二七

臨時資金調整法ニ基ク事業資金調整標準		部	業	別	目	別	甲	乙	丙	備考			
臨時資金調整法ニ基ク事業資金調整標準	三、石油鑛業	業	別	(一) 石油鑛業 (二) 石炭鑛業 (三) 石油鑛業 (四) 其ノ他ノ鑛業	(1) 燐鑛								
					(2) 亞炭								
					(3) 雲母								
					(4) 石綿								
					(5) 金鑛								
					(6) 銀鑛								
					(7) 銅鑛								
					(8) 錫鑛								
					(9) 鉛鑛								
					(10) 鋅鑛								

臨時資金調整法ニ基ク事業資金調整標準

二六

E-0124





部	門	業	別	細目別	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	備考		
二	工	業	別	(六) 撚絲業								
				(七) 織物業								
				(八) 絹織物業								
				(九) 人造絹織物業								
				(一〇) 人造纖維織物業								
				(一) 亞麻織物								
				(二) 亞麻織物								
				(三) 亞麻織物								
				(四) 亞麻織物								
				(五) 亞麻織物								

部	門	業	別	細目別	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	備考
二	工	業	別	(一) 鐵業						
				(二) 鋼業						
				(三) 鋳造業						
				(四) 鍛冶業						
				(五) 鑄造業						
				(六) 鍛冶業						
				(七) 鑄造業						
				(八) 鍛冶業						
				(九) 鑄造業						
				(一〇) 鍛冶業						
				(一一) 鑄造業						
				(一二) 鍛冶業						
				(一三) 鑄造業						
				(一四) 鍛冶業						
				(一五) 鑄造業						
				(一六) 鍛冶業						
				(一七) 鑄造業						
				(一八) 鍛冶業						
				(一九) 鑄造業						
				(二〇) 鍛冶業						
				(二一) 鑄造業						
				(二二) 鍛冶業						
				(二三) 鑄造業						
				(二四) 鍛冶業						
				(二五) 鑄造業						
				(二六) 鍛冶業						
				(二七) 鑄造業						
				(二八) 鍛冶業						
				(二九) 鑄造業						
				(三〇) 鍛冶業						
				(三一) 鑄造業						
				(三二) 鍛冶業						
				(三三) 鑄造業						
				(三四) 鍛冶業						
				(三五) 鑄造業						
				(三六) 鍛冶業						
				(三七) 鑄造業						
				(三八) 鍛冶業						
				(三九) 鑄造業						
				(四〇) 鍛冶業						
				(四一) 鑄造業						
				(四二) 鍛冶業						
				(四三) 鑄造業						
				(四四) 鍛冶業						
				(四五) 鑄造業						
				(四六) 鍛冶業						
				(四七) 鑄造業						
				(四八) 鍛冶業						
				(四九) 鑄造業						
				(五〇) 鍛冶業						
				(五一) 鑄造業						
				(五二) 鍛冶業						
				(五三) 鑄造業						
				(五四) 鍛冶業						
				(五五) 鑄造業						
				(五六) 鍛冶業						
				(五七) 鑄造業						
				(五八) 鍛冶業						
				(五九) 鑄造業						
				(六〇) 鍛冶業						
				(六一) 鑄造業						
				(六二) 鍛冶業						
				(六三) 鑄造業						
				(六四) 鍛冶業						
				(六五) 鑄造業						
				(六六) 鍛冶業						
				(六七) 鑄造業						
				(六八) 鍛冶業						
				(六九) 鑄造業						
				(七〇) 鍛冶業						
				(七一) 鑄造業						
				(七二) 鍛冶業						
				(七三) 鑄造業						
				(七四) 鍛冶業						
				(七五) 鑄造業						
				(七六) 鍛冶業						
				(七七) 鑄造業						
				(七八) 鍛冶業						
				(七九) 鑄造業						
				(八〇) 鍛冶業						
				(八一) 鑄造業						
				(八二) 鍛冶業						
				(八三) 鑄造業						
				(八四) 鍛冶業						
				(八五) 鑄造業						
				(八六) 鍛冶業						
				(八七) 鑄造業						
				(八八) 鍛冶業						
				(八九) 鑄造業						
				(九〇) 鍛冶業						
				(九一) 鑄造業						
				(九二) 鍛冶業						
				(九三) 鑄造業						
				(九四) 鍛冶業						
				(九五) 鑄造業						
				(九六) 鍛冶業						
				(九七) 鑄造業						
				(九八) 鍛冶業						
				(九九) 鑄造業						
				(一〇〇) 鍛冶業						

E-0124

部	門	業	別	細目	甲	乙	丙	備考
				モノヲ含ム但シ鍛鋼品、鑄鋼品及特殊鋼ノ製造ヲ除ク)				
				(4) 壓延ノミヲ行フモノ(特殊鋼ヲ除ク)				
				(5) 砂鐵、貧鐵其ノ他特殊ノ鐵鑛ヲ利用ヲ目的トスルモノ				
				(6) フェロアロイ				
				(7) 低燐鉄鐵				
				(8) 鍛鋼品				
				(9) 鑄鋼品				
				(10) 特殊鋼				

部	門	業	別	細目	甲	乙	丙	備考
				(11) 繼目無鋼管				
				(1) 金				
				(2) 白金				
				(3) 銀				
				(4) 銅				
				(5) 鉛				
				(6) 錫				
				(7) アンチモン				
				(8) 水銀				
				(9) 亜鉛				
				(10) タングステン				
				(11) ニッケル				
				(12) コバルト				

部	門	業	別	細目別	甲	乙	丙	備考
		(四) 鑄物業		(9) 輕合金 (10) 減摩合金 (11) 鐵 (12) 其ノ他				
		(五) 鑄物用代ノ金屬 鑄品製造業		(1) 銑鐵鑄物 (2) 鑄鐵管 (3) 機械用ノモノ (4) 其ノ他 (5) 可鍛鐵鑄物 (6) 非鐵金屬鑄物 (7) 機械用ノモノ (8) 其ノ他				

部	門	業	別	細目別	甲	乙	丙	備考
		(三) 非鐵金屬材料品 製造業		(1) 銅 (2) 鉛 (3) 亞鉛 (4) ニッケル (5) アルミニウム (6) 黄銅 (7) 青銅(燐青銅ヲ含ム) (8) 白銅				

部 門 業 別	細 目 別	備 考		
		イ ロ ハ	イ ロ ハ	丙
(五) 鑄物以外ノ金屬 製品製造業	(1) ボールト、ナット 及ワッシャー			
	(2) リベット			
	(イ) 鐵製ノモノ			
	(ロ) 其ノ他			
	(3) 釘類			
	(イ) 鐵丸釘			
	(ロ) 踏釘			
(ハ) 其ノ他				
(4) 金屬線				
(5) パネ				
(6) 金網				
(7) 鍍銀鎖				

部 門 業 別	細 目 別	備 考		
		イ ロ ハ	イ ロ ハ	丙
工業 三 鋼 製 品 業	(8) 鋼索			
	(9) 鐵塔、橋梁ノ建設 材料			
	(10) ドラム罐			
	(11) 罐詰用罐			
	(12) 建築用及家具用金 物			
	(13) 針類			
	(イ) ミシン針			
	(ロ) メリヤス針			
	(ハ) 其ノ他			
	(14) 鈕釦			
	(15) 鋼製ペン先			

E-0124

部	業	別	細目	甲	乙	丙	備考
工業	機械器具	(一) 蒸気罐製造業	(16) 人造纖維製造用ノズル				
			(17) 化学工業用白金網				
			(18) 刃物類				
工業	(二) 自動車用ガス發生装置製造業	(一) 蒸気罐製造業	(19) 食卓用金屬製品				
			(20) 其ノ他ノ金屬製品				
			(1) フリキ板				
工業	(三) 原動機製造業	(一) 蒸気罐製造業	(2) 其ノ他				
			(1) 蒸気機關				
			(2) 電池				

部	業	別	細目	甲	乙	丙	備考
工業	機械器具	(四) 電気機械器具製造業	(2) 蒸気タービン				
			(3) 内燃機關				
			(イ) ガス機關				
			(甲) 木炭ガス機關				
工業	(四) 電気機械器具製造業	(四) 電気機械器具製造業	(4) 水車				
			(1) 發電機、電動機、變壓器、電氣器具				
			(2) 電池				
			(6) 圧器、電氣器具				

E-0124



部	門	業	別	細目	別	甲	乙	丙	備考
		(十四) 食品製造加工用機械器具製造業		(イ) 甲ノイニ屬スナルモノ (ロ) 其ノ他					
		(十五) 印刷及製本機械器具製造業		(イ) 印刷機 (ロ) 製本機					
		(十六) 起重機製造業		(イ) 起重機					
		(十七) エレベータ製造業		(イ) エレベータ					
		(十八) 氣體壓縮機製造業		(イ) 氣體壓縮機					

(十九) ポンプ、水壓機及送風機製造業									
(二十) 度量衡器製造業				(イ) 寒暖計(特殊品ヲ除ク)及體溫計 (ロ) 其ノ他					
(二十一) 計器製造業				(イ) 計器					
(二十二) 時計製造業				(イ) 時計					
(二十三) 試験檢定及學術用器械製造業				(イ) 試験檢定用器械 (ロ) 學術用器械					
(二十四) 醫療器械製造業				(イ) 醫療器械					
(二十五) 測量及製圖機械器具製造業				(イ) 測量機械器具 (ロ) 製圖機械器具					
(二十六) 事務用器械製造業				(イ) 金錢登錄機 (ロ) 其ノ他					

E-0124





部門	業別	細目別	イ	ロ	ハ	備考
部	業別	(二十七)金庫製造業				
		(二十八)シン製造業				
業別	業別	(二十九)寫眞機、幻燈機、活動寫眞機製造業				
		(三十)照管用機械器具製造業				
業別	業別	(三十一)光學機械器具製造業				
		(三十二)樂器類製造業				
業別	業別	(三十三)蓄音器製造業				

部門	業別	細目別	イ	ロ	ハ	備考
部	業別	(三十四)車輛(部分品及附屬品ヲ含ム)製造業				
		(三十五)造船業(部分品及附屬品ヲ含ム)				
業別	業別	(三十六)鐵道及軌道用車輛製造業				
		(三十七)船舶製造業				
業別	業別	(三十八)航空用照明燈				
		(三十九)探照燈				
業別	業別	(四十)燈臺用照明燈				
		(四十一)其ノ他				
業別	業別	(四十二)鐵道及軌道用車輛				
		(一)機關車				
業別	業別	(二)ガソリン動車				
		(三)客車				
業別	業別	(四)貨車				
		(五)電車				
業別	業別	(六)自動車				
		(七)自動自轉車				
業別	業別	(八)自轉車				
		(九)其ノ他				
業別	業別	(十)鋼船				
		(十一)木船				

部 門	業 別	細 目 別	甲	乙	丙	備 考
四、兵器及兵器部分品製造業	(三) 航空機(部分品及附属品ヲ含ム)製造業 (三) ガス器具製造業 (三) 水道器具製造業 (三) 弁及コック製造業 (四) ベルト車、齒車、車輪、車軸及軸受製造業 (四) 其ノ他ノ機械器具製造業	(1) 航空機	○			
		(2) 器具				
		(3) 自動車				
		(4) 自動機				
		(5) 自動機				
		(6) 球軸受				
		(7) 其ノ他				
		(8) 其ノ他				
		(9) 其ノ他				
		(10) 其ノ他				

部 門	業 別	細 目 別	甲	乙	丙	備 考
五、窯業	(二) 陶磁器製造業 (八) 煉瓦製造業 (九) 耐火土製造業 (十) 耐火煉瓦製造業 (十一) 耐火煉瓦製造業 (十二) 耐火煉瓦製造業 (十三) 耐火煉瓦製造業 (十四) 耐火煉瓦製造業 (十五) 耐火煉瓦製造業 (十六) 耐火煉瓦製造業 (十七) 耐火煉瓦製造業 (十八) 耐火煉瓦製造業 (十九) 耐火煉瓦製造業 (二十) 耐火煉瓦製造業	(1) 電気用ノモノ及醫療用ノモノ				
		(2) 工業用ノモノ及耐熱用ノモノ				
		(3) 其ノ他				
		(4) 電気用ノモノ及醫療用ノモノ				
		(5) 工業用ノモノ及耐熱用ノモノ				
		(6) 耐火用ノモノ及耐熱用ノモノ				
		(7) 乾板用板ガラス				
		(8) 光学ガラス				
		(9) 強化ガラス				
		(10) 安全ガラス				

外地ニテハ鹽田用「タイル」ニ付キ特別ニ取扱フコト

臨時資金調整法ニ基ク事業資金調整標準

部	業	別	細目	甲	乙	丙	備考
六 化学工業	(一) 製薬業	(1) 醫藥	(1) 醫藥				
		(2) 賣薬及賣薬類似品	(2) 賣薬及賣薬類似品				
	(二) 工業薬品製造業	(1) 硫酸	(1) 硫酸				
		(2) 硝酸	(2) 硝酸				
		(3) ソダ灰	(3) ソダ灰				
		(4) 苛性ソーダ	(4) 苛性ソーダ				
		(5) 晒粉	(5) 晒粉				
		(6) 壓縮ガス	(6) 壓縮ガス				
		(イ) アンモニア	(イ) アンモニア				
		(ロ) 鹽素	(ロ) 鹽素				
		(ハ) 酸素	(ハ) 酸素				
		(ニ) 其ノ他	(ニ) 其ノ他				

四九

臨時資金調整法ニ基ク事業資金調整標準

部	業	別	細目	甲	乙	丙	備考
	(三) 煉瓦及耐火物製造業	(1) 耐火煉瓦	(1) 耐火煉瓦				
		(2) 其ノ他	(2) 其ノ他				
	(四) 屋根瓦製造業	(1) 其ノ他	(1) 其ノ他				
		(2) 其ノ他	(2) 其ノ他				
	(五) セメント製造業	(1) セメント柱	(1) セメント柱				
		(2) 其ノ他	(2) 其ノ他				
	(七) 石灰製造業	(1) 工業用耐酸性ノモノ	(1) 工業用耐酸性ノモノ				
		(2) 其ノ他	(2) 其ノ他				
	(八) 玻璃鐵器製造業	(1) 工業用耐酸性ノモノ	(1) 工業用耐酸性ノモノ				
		(2) 其ノ他	(2) 其ノ他				

四八

南洋ニ付テハ特別ニ取扱フコト

臨時資金調整法ニ基ク事業資金調整標準

部	業	別	細目別	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ヘ	備考
	(三)染料及中間物製造業		(1)天然染料								
			(2)合成染料								
			(3)染料中間物其ノ他								
			コールドタル分溜								
			物誘導體								
			(4)其ノ他								
	(四)合成ゴム製造業		(イ)其ノ他								
	(五)鞣皮材料製造業		(甲)鞣皮								
	(六)人造香料製造業		(イ)香料								
	(七)塗料及顔料製造業		(イ)塗料								
			(ロ)顔料								

五二

臨時資金調整法ニ基ク事業資金調整標準

部	業	別	細目別	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	備考
	(七)醋酸		(イ)醋酸							
	(8)石炭酸		(イ)石炭酸							
	(9)メタノール		(イ)メタノール							
	(10)エーテル		(イ)エーテル							
	(11)グリセリン		(イ)グリセリン							
	(12)硝酸カリ		(イ)硝酸カリ							
	(13)硝酸アンモン		(イ)硝酸アンモン							
	(14)カーバイド		(イ)カーバイド							
	(15)人造クリオリット		(イ)人造クリオリット							
	(16)アセトン		(イ)アセトン							
	(17)ブチルアルコール		(イ)ブチルアルコール							

五〇

E-0124

部	業	別	細目	甲	乙	丙	備考
五三	製造業	製造業	(八) 石鹼及化粧品製造業				
			(九) 發火物製造業				
			(十) 石油精製業				
			(十一) 人造石油(頁岩油ヲ含ム)製造業				
			(十二) 石油精製業				
			(十三) 人造石油(頁岩油ヲ含ム)製造業				
			(十四) 石油精製業				
			(十五) 人造石油(頁岩油ヲ含ム)製造業				
			(十六) 石油精製業				
			(十七) 人造石油(頁岩油ヲ含ム)製造業				

部	業	別	細目	甲	乙	丙	備考
五二	製造業	製造業	(一) ワニス				
			(二) ベイント				
			(甲) 船底塗料				
			(乙) 其ノ他				
			(三) 自動車及航空機用其ノ他ノ特殊塗料				
			(ホ) 其ノ他ノ塗料				
			(イ) カラーポンプ				
			(ロ) 酸化チタン				
			(ハ) 其ノ他				
			(ニ) 顔料				

部 門	業 別	細 目 別	甲	乙	丙	備 考
	(十三) 代用液体燃料製造業					
	(十四) 植物油脂製造業	(1) 菜種油 (2) 糠油 (3) 其ノ他				
	(十五) 樟腦製造業					
	(十六) 動物油脂製造業	(1) 魚油 (2) 其ノ他				
	(十七) 木蠟製造業					
	(十八) 蠟燭製造業					
	(十九) 加工油製造業	(1) 硬化油 (2) 其ノ他				
	(二十) 石油製品					
	(二十一) 石油製品					
	(二十二) 石油製品					
	(二十三) 石油製品					
	(二十四) 石油製品					
	(二十五) 石油製品					
	(二十六) 石油製品					
	(二十七) 石油製品					
	(二十八) 石油製品					
	(二十九) 石油製品					
	(三十) 石油製品					
	(三十一) 石油製品					
	(三十二) 石油製品					
	(三十三) 石油製品					
	(三十四) 石油製品					
	(三十五) 石油製品					
	(三十六) 石油製品					
	(三十七) 石油製品					
	(三十八) 石油製品					
	(三十九) 石油製品					
	(四十) 石油製品					
	(四十一) 石油製品					
	(四十二) 石油製品					
	(四十三) 石油製品					
	(四十四) 石油製品					
	(四十五) 石油製品					
	(四十六) 石油製品					
	(四十七) 石油製品					
	(四十八) 石油製品					
	(四十九) 石油製品					
	(五十) 石油製品					
	(五十一) 石油製品					
	(五十二) 石油製品					
	(五十三) 石油製品					
	(五十四) 石油製品					
	(五十五) 石油製品					
	(五十六) 石油製品					
	(五十七) 石油製品					
	(五十八) 石油製品					
	(五十九) 石油製品					
	(六十) 石油製品					
	(六十一) 石油製品					
	(六十二) 石油製品					
	(六十三) 石油製品					
	(六十四) 石油製品					
	(六十五) 石油製品					
	(六十六) 石油製品					
	(六十七) 石油製品					
	(六十八) 石油製品					
	(六十九) 石油製品					
	(七十) 石油製品					
	(七十一) 石油製品					
	(七十二) 石油製品					
	(七十三) 石油製品					
	(七十四) 石油製品					
	(七十五) 石油製品					
	(七十六) 石油製品					
	(七十七) 石油製品					
	(七十八) 石油製品					
	(七十九) 石油製品					
	(八十) 石油製品					
	(八十一) 石油製品					
	(八十二) 石油製品					
	(八十三) 石油製品					
	(八十四) 石油製品					
	(八十五) 石油製品					
	(八十六) 石油製品					
	(八十七) 石油製品					
	(八十八) 石油製品					
	(八十九) 石油製品					
	(九十) 石油製品					
	(九十一) 石油製品					
	(九十二) 石油製品					
	(九十三) 石油製品					
	(九十四) 石油製品					
	(九十五) 石油製品					
	(九十六) 石油製品					
	(九十七) 石油製品					
	(九十八) 石油製品					
	(九十九) 石油製品					
	(一百) 石油製品					

外地ノ棉實油及ヒマシ  
ヲナスコト  
ヲナスコト

部 門	業 別	細 目 別	甲	乙	丙	備 考
	(二十一) 石油製品製造業	(1) 軟質ゴム製品 (イ) タイヤ及其ノ 附屬品				
	(二十二) 石油製品製造業	(2) 其(甲) 自動車用及 航空機用ノ モノ				
	(二十三) 石油製品製造業	(乙) 其ノ他				
	(二十四) 石油製品製造業	(ロ) 防毒具				
	(二十五) 石油製品製造業	(ハ) 其ノ他				
	(二十六) 石油製品製造業	(1) 硬質ゴム製品				
	(二十七) 石油製品製造業	(2) フォノールレジン 及同製品				
	(二十八) 石油製品製造業	(1) 炭素等質 (2) 其ノ他				
	(二十九) 石油製品製造業					
	(三十) 石油製品製造業					
	(三十一) 石油製品製造業					
	(三十二) 石油製品製造業					
	(三十三) 石油製品製造業					
	(三十四) 石油製品製造業					
	(三十五) 石油製品製造業					
	(三十六) 石油製品製造業					
	(三十七) 石油製品製造業					
	(三十八) 石油製品製造業					
	(三十九) 石油製品製造業					
	(四十) 石油製品製造業					
	(四十一) 石油製品製造業					
	(四十二) 石油製品製造業					
	(四十三) 石油製品製造業					
	(四十四) 石油製品製造業					
	(四十五) 石油製品製造業					
	(四十六) 石油製品製造業					
	(四十七) 石油製品製造業					
	(四十八) 石油製品製造業					
	(四十九) 石油製品製造業					
	(五十) 石油製品製造業					
	(五十一) 石油製品製造業					
	(五十二) 石油製品製造業					
	(五十三) 石油製品製造業					
	(五十四) 石油製品製造業					
	(五十五) 石油製品製造業					
	(五十六) 石油製品製造業					
	(五十七) 石油製品製造業					
	(五十八) 石油製品製造業					
	(五十九) 石油製品製造業					
	(六十) 石油製品製造業					
	(六十一) 石油製品製造業					
	(六十二) 石油製品製造業					
	(六十三) 石油製品製造業					
	(六十四) 石油製品製造業					
	(六十五) 石油製品製造業					
	(六十六) 石油製品製造業					
	(六十七) 石油製品製造業					
	(六十八) 石油製品製造業					
	(六十九) 石油製品製造業					
	(七十) 石油製品製造業					
	(七十一) 石油製品製造業					
	(七十二) 石油製品製造業					
	(七十三) 石油製品製造業					
	(七十四) 石油製品製造業					
	(七十五) 石油製品製造業					
	(七十六) 石油製品製造業					
	(七十七) 石油製品製造業					
	(七十八) 石油製品製造業					
	(七十九) 石油製品製造業					
	(八十) 石油製品製造業					
	(八十一) 石油製品製造業					
	(八十二) 石油製品製造業					
	(八十三) 石油製品製造業					
	(八十四) 石油製品製造業					
	(八十五) 石油製品製造業					
	(八十六) 石油製品製造業					
	(八十七) 石油製品製造業					
	(八十八) 石油製品製造業					
	(八十九) 石油製品製造業					
	(九十) 石油製品製造業					
	(九十一) 石油製品製造業					
	(九十二) 石油製品製造業					
	(九十三) 石油製品製造業					
	(九十四) 石油製品製造業					
	(九十五) 石油製品製造業					
	(九十六) 石油製品製造業					
	(九十七) 石油製品製造業					
	(九十八) 石油製品製造業					
	(九十九) 石油製品製造業					
	(一百) 石油製品製造業					

朝鮮ニ付テハ特別ノ取  
扱ヲナスコト

E-0124



部門	事業工業分類	細目別	甲	乙	丙	備考
三	(一)製革業	(1)兔毛皮				
		(2)其ノ他				
		(3)其ノ他				
三	(二)精製毛皮製造業	(1)高質用セラテン				
		(2)其ノ他				
三	(三)糊料製造業	(1)研磨材料				
		(2)其ノ他				
三	(四)研磨材料及研磨用品製造業	(1)研磨用品				
		(2)其ノ他				
三	(五)活性炭製品製造業	(1)電氣用カーボン				
		(2)活性炭				
三	(六)其ノ他化学工業	(1)其ノ他				
		(2)其ノ他				

部門	事業工業分類	細目別	甲	乙	丙	備考
七	(一)製材業	(1)家具、曲物、挽物				
		(2)其ノ他				
八	(二)印刷及製本業	(1)清酒				
		(2)味淋				
九	(三)致醉飲料製造業	(3)焼酎				
		(4)酒精含有飲料				
九	(四)食品工業	(5)麥酒				
		(6)葡萄酒				
九	(五)其ノ他	(7)其ノ他				
		(8)其ノ他				

特別ノコルクニ付テハ  
朝日新聞  
特別ノ取扱ヲナスコト

E-0124







臨時資金調整法ニ基ク事業資金調整標準		部	業	別	細目	甲	乙	丙	備考
		工業	(一) 瓦斯供給事業		(1) 甲ニ属スル事業ニ				
		其他	(二) 紙製品製造業						
			(三) 刷毛及刷子製造業						
			(四) 製帽業						
			(五) 防水布類製造業						
			(六) 衛生材料品製造業						
			(七) 石綿製品製造業						
			(八) 燐寸製造業						
			(九) 金屬箔製造業						
			(十) 万年筆、鉛筆及クレヨン製造業						
			(十一) 機械用ベルト製造業						
			(十二) 繰綿製造業						
			(十三) 其他						

臨時資金調整法ニ基ク事業資金調整標準

六三

臨時資金調整法ニ基ク事業資金調整標準

六二

E-0124





臨時資金調整法ニ基ク事業資金調整標準		臨時資金調整法ニ基ク事業資金調整標準	
部	業	部	業
二 水産業	(一)沿岸漁業 (二)内地沖合遠洋漁業 (三)工船漁業其ノ他ノ海外漁業 (四)養殖業 (五)鹽田業 (六)其ノ他ノ水産業 (七)水産土木事業	一 農林業 (一)耕作農業 (二)園藝農林業 (三)遊藝業 (四)其ノ他ノ農林業 (五)其ノ他ノ農林業 (六)其ノ他ノ農林業 (七)家畜飼料加工業 (八)農林土木事業	二 農林業 (一)耕作農業 (二)園藝農林業 (三)遊藝業 (四)其ノ他ノ農林業 (五)其ノ他ノ農林業 (六)其ノ他ノ農林業 (七)家畜飼料加工業 (八)農林土木事業
	(1)母船式鯨漁業 (2)其ノ他	細目ノ月別別科別 (1)其ノ他 (2)其ノ他 (3)其ノ他 (4)其ノ他 (5)其ノ他 (6)其ノ他 (7)其ノ他 (8)其ノ他 (9)其ノ他 (10)其ノ他 (11)其ノ他 (12)其ノ他 (13)其ノ他 (14)其ノ他 (15)其ノ他 (16)其ノ他 (17)其ノ他 (18)其ノ他 (19)其ノ他 (20)其ノ他 (21)其ノ他 (22)其ノ他 (23)其ノ他 (24)其ノ他 (25)其ノ他 (26)其ノ他 (27)其ノ他 (28)其ノ他 (29)其ノ他 (30)其ノ他 (31)其ノ他 (32)其ノ他 (33)其ノ他 (34)其ノ他 (35)其ノ他 (36)其ノ他 (37)其ノ他 (38)其ノ他 (39)其ノ他 (40)其ノ他 (41)其ノ他 (42)其ノ他 (43)其ノ他 (44)其ノ他 (45)其ノ他 (46)其ノ他 (47)其ノ他 (48)其ノ他 (49)其ノ他 (50)其ノ他 (51)其ノ他 (52)其ノ他 (53)其ノ他 (54)其ノ他 (55)其ノ他 (56)其ノ他 (57)其ノ他 (58)其ノ他 (59)其ノ他 (60)其ノ他 (61)其ノ他 (62)其ノ他 (63)其ノ他 (64)其ノ他 (65)其ノ他 (66)其ノ他 (67)其ノ他 (68)其ノ他 (69)其ノ他 (70)其ノ他 (71)其ノ他 (72)其ノ他 (73)其ノ他 (74)其ノ他 (75)其ノ他 (76)其ノ他 (77)其ノ他 (78)其ノ他 (79)其ノ他 (80)其ノ他 (81)其ノ他 (82)其ノ他 (83)其ノ他 (84)其ノ他 (85)其ノ他 (86)其ノ他 (87)其ノ他 (88)其ノ他 (89)其ノ他 (90)其ノ他 (91)其ノ他 (92)其ノ他 (93)其ノ他 (94)其ノ他 (95)其ノ他 (96)其ノ他 (97)其ノ他 (98)其ノ他 (99)其ノ他 (100)其ノ他	細目ノ月別別科別 (1)其ノ他 (2)其ノ他 (3)其ノ他 (4)其ノ他 (5)其ノ他 (6)其ノ他 (7)其ノ他 (8)其ノ他 (9)其ノ他 (10)其ノ他 (11)其ノ他 (12)其ノ他 (13)其ノ他 (14)其ノ他 (15)其ノ他 (16)其ノ他 (17)其ノ他 (18)其ノ他 (19)其ノ他 (20)其ノ他 (21)其ノ他 (22)其ノ他 (23)其ノ他 (24)其ノ他 (25)其ノ他 (26)其ノ他 (27)其ノ他 (28)其ノ他 (29)其ノ他 (30)其ノ他 (31)其ノ他 (32)其ノ他 (33)其ノ他 (34)其ノ他 (35)其ノ他 (36)其ノ他 (37)其ノ他 (38)其ノ他 (39)其ノ他 (40)其ノ他 (41)其ノ他 (42)其ノ他 (43)其ノ他 (44)其ノ他 (45)其ノ他 (46)其ノ他 (47)其ノ他 (48)其ノ他 (49)其ノ他 (50)其ノ他 (51)其ノ他 (52)其ノ他 (53)其ノ他 (54)其ノ他 (55)其ノ他 (56)其ノ他 (57)其ノ他 (58)其ノ他 (59)其ノ他 (60)其ノ他 (61)其ノ他 (62)其ノ他 (63)其ノ他 (64)其ノ他 (65)其ノ他 (66)其ノ他 (67)其ノ他 (68)其ノ他 (69)其ノ他 (70)其ノ他 (71)其ノ他 (72)其ノ他 (73)其ノ他 (74)其ノ他 (75)其ノ他 (76)其ノ他 (77)其ノ他 (78)其ノ他 (79)其ノ他 (80)其ノ他 (81)其ノ他 (82)其ノ他 (83)其ノ他 (84)其ノ他 (85)其ノ他 (86)其ノ他 (87)其ノ他 (88)其ノ他 (89)其ノ他 (90)其ノ他 (91)其ノ他 (92)其ノ他 (93)其ノ他 (94)其ノ他 (95)其ノ他 (96)其ノ他 (97)其ノ他 (98)其ノ他 (99)其ノ他 (100)其ノ他
イ	甲	イ	甲
ロ	乙	ロ	乙
ハ	丙	ハ	丙
備考		備考	

臨時資金調整法ニ基ク事業資金調整標準

六七

臨時資金調整法ニ基ク事業資金調整標準

六六

E-0124

第五 交通業		部	業	細目別	甲	乙	丙	備考
臨時表金額整理ニ基ク事業費金額整理標準	運輸業	一、運輸業	(一) 鐵道及軌道	(1) 軍事上及軍事ト密接ナル關係ニ在ル産業上必要ナルモノ				
			(二) 自動車	(1) 乗用自動車 (2) 乗合自動車 (3) 貨物自動車				
			(三) 海運業	(1) 遠洋航路 (2) 近海航路 (3) 沿岸航路				
			(四) 航空業	(イ) 客 (イ) 貨				
			(五) 郵便業					
			(六) 倉庫業					
			(七) 船舶業					
			(八) 汽船業					
			(九) 汽船業					
			(十) 汽船業					
			(十一) 汽船業					
			(十二) 汽船業					
			(十三) 汽船業					
			(十四) 汽船業					
			(十五) 汽船業					
			(十六) 汽船業					
			(十七) 汽船業					
			(十八) 汽船業					
			(十九) 汽船業					
			(二十) 汽船業					
			(二十一) 汽船業					
			(二十二) 汽船業					
			(二十三) 汽船業					
			(二十四) 汽船業					
			(二十五) 汽船業					
			(二十六) 汽船業					
			(二十七) 汽船業					
			(二十八) 汽船業					
			(二十九) 汽船業					
			(三十) 汽船業					
			(三十一) 汽船業					
			(三十二) 汽船業					
			(三十三) 汽船業					
			(三十四) 汽船業					
			(三十五) 汽船業					
			(三十六) 汽船業					
			(三十七) 汽船業					
			(三十八) 汽船業					
			(三十九) 汽船業					
			(四十) 汽船業					
			(四十一) 汽船業					
			(四十二) 汽船業					
			(四十三) 汽船業					
			(四十四) 汽船業					
			(四十五) 汽船業					
			(四十六) 汽船業					
			(四十七) 汽船業					
			(四十八) 汽船業					
			(四十九) 汽船業					
			(五十) 汽船業					
			(五十一) 汽船業					
			(五十二) 汽船業					
			(五十三) 汽船業					
			(五十四) 汽船業					
			(五十五) 汽船業					
			(五十六) 汽船業					
			(五十七) 汽船業					
			(五十八) 汽船業					
			(五十九) 汽船業					
			(六十) 汽船業					
			(六十一) 汽船業					
			(六十二) 汽船業					
			(六十三) 汽船業					
			(六十四) 汽船業					
			(六十五) 汽船業					
			(六十六) 汽船業					
			(六十七) 汽船業					
			(六十八) 汽船業					
			(六十九) 汽船業					
			(七十) 汽船業					
			(七十一) 汽船業					
			(七十二) 汽船業					
			(七十三) 汽船業					
			(七十四) 汽船業					
			(七十五) 汽船業					
			(七十六) 汽船業					
			(七十七) 汽船業					
			(七十八) 汽船業					
			(七十九) 汽船業					
			(八十) 汽船業					
			(八十一) 汽船業					
			(八十二) 汽船業					
			(八十三) 汽船業					
			(八十四) 汽船業					
			(八十五) 汽船業					
			(八十六) 汽船業					
			(八十七) 汽船業					
			(八十八) 汽船業					
			(八十九) 汽船業					
			(九十) 汽船業					
			(九十一) 汽船業					
			(九十二) 汽船業					
			(九十三) 汽船業					
			(九十四) 汽船業					
			(九十五) 汽船業					
			(九十六) 汽船業					
			(九十七) 汽船業					
			(九十八) 汽船業					
			(九十九) 汽船業					
			(一百) 汽船業					

第六商業		臨時資金調整法ニ基ク事業資金調整標準	
部	業	細目	備考
一、物品販賣業	(一)百貨店業 (二)其ノ他		
二、不動産買業			
三、貿易業	(一)石油輸入業 (二)其ノ他		
四、倉庫業	(一)農業倉庫 (二)商業倉庫 (三)貿易倉庫 (四)其ノ他		
五、金融業	(一)銀行業		
		イ	甲
		ロ	乙
		ハ	丙
		ニ	備考

第七		臨時資金調整法ニ基ク事業資金調整標準	
部	業	細目	備考
一、電信電話事業			
二、航空業	(四)航空業 (五)其ノ他ノ運輸業	(1)航空郵便 (2)貨物郵便 (3)貨物運輸 (4)貨物運輸 (5)貨物運輸 (6)貨物運輸 (7)貨物運輸 (8)貨物運輸 (9)貨物運輸 (10)貨物運輸	
三、其ノ他ノ交通業	(一)道路、橋梁ノ經營 (二)港灣、運河ノ經營 (三)其ノ他		
		イ	甲
		ロ	乙
		ハ	丙
		ニ	備考

E-0124

部 門	業 種	細 目	甲	乙	丙	備 考
六 商 業	(一) 業種別					
	(二) 信託業					
	(三) 貸金業					
	(四) 質屋業					
	(五) 其他					
	(六) 其他					

第七 雑業

部 門	業 種	細 目	甲	乙	丙	備 考
一 雑 業	(一) 土木建築請負業					
	(二) 土地建物賃貸 (貸室ヲ含ム)業					
	(三) 物品賃貸業					
	(四) 新聞紙発行及圖 書、雜誌出版業	(1) 其、書				
	(五) 旅館業	(2) 其、館				
	(六) 娯樂及興行ニ關 スル事業	(1) 温泉地及遊園地經 營 (2) 劇場及演藝場經營 (3) 競技場、運動場經 營				







部 門	業 別	組 合 別	甲	乙	丙	備 考
(一) 銀行業 (二) 信託業 (三) 郵政事業 (四) 運輸業 (五) 倉庫業 (六) 製造業 (七) 商業 (八) 飲食業 (九) 娯楽業 (十) 教育業 (十一) 医療業 (十二) 社交的施設 (十三) 其ノ他	(1) 公共的團體	(1) 銀行組合				
	(2) 製造業	(2) 製造業組合				
	(3) 商業	(3) 商業組合				
	(4) 漁業	(4) 漁業組合				
	(5) 畜産	(5) 畜産組合				
	(6) 工業	(6) 工業組合				
	(7) 森林	(7) 森林組合				
	(8) 貿易	(8) 貿易組合				
	(9) 酒造	(9) 酒造組合				
	(10) 住宅	(10) 住宅組合				
	(11) 其ノ他ノ組合	(11) 其ノ他ノ組合				
	(12) 其ノ他	(12) 其ノ他				

昭和十二年十月四日印刷  
 昭和十二年十月五日發行  
 大藏省理財局編纂  
 發行所 内閣印刷局  
 印刷所 内閣印刷局發行課  
 東京市麹町區大手町  
 電話内線三五二三五九  
 振替東京一九〇〇〇  
 全国各地官報販賣所  
 全国各地主要書店  
 定價二十錢 送料不要